

1. 議事日程

[平成25年第3回安芸高田市議会9月定例会第3日目]

平成25年 9月12日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第67号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）
日程第3 議案第68号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第4 議案第69号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第70号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第71号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第72号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第73号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第74号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第75号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第76号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第77号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第13 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

10番 先川和幸 11番 熊高昌三

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
八千代支所長	叶丸一雅	美土里支所長	高本修
高宮支所長	藤井静雄	甲田支所長	秋重正義
向原支所長	岡崎賢志	総務課長	杉安明彦
行政経営課長	西岡保典	政策企画課長	山平修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事務局長	外輪勇三	事務局次長	山中章
総務係長	森岡雅昭	主任	大足龍利
主任	宗近弘美		

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 塚本議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において10番
先川和幸君、及び11番 熊高昌三君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第67号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第68号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予  
算（第1号）

日程第4 議案第69号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第1号）

日程第5 議案第70号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
（第1号）

日程第6 議案第71号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予  
算（第1号）

日程第7 議案第72号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正  
予算（第1号）

日程第8 議案第73号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第74号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補  
正予算（第2号）

日程第10 議案第75号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正  
予算（第1号）

日程第11 議案第76号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予  
算（第2号）

日程第12 議案第77号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2  
号）

- 塚本議長 日程第2、議案第67号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件から、日程第12、議案第77号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの11件を一括して議題といたします。

本案11件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

- 青原予算決算常任委員長 平成25年9月10日付で、予算決算常任委員会に付託のありました、議

案第67号から議案第77号までの11件の補正予算審査の結果について報告をいたします。

付託されました11議案について、9月11日に委員会を開き、市長、副市長及び教育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第67号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2億2,353万5,000円を追加し、予算の総額を214億5,216万円とするもので、4月1日に発令の職員人事異動及び共済費の負担率変更に伴う職員人件費の調整、職員給与の特例減額の反映、施設等の修繕のための経費、国庫補助の決定に伴う市道改良・学校耐震化などの事業費、地域農道リフレッシュ事業の追加要望対応経費、有害鳥獣対策にかかる防護柵設置等の追加経費、6月から7月にかけての梅雨前線豪雨による農地などの災害復旧経費などが主な内容となっております。

審査の中で出された特徴的な質疑や意見は次のとおりです。

総務部の審査におきまして、委員より「職員給与の特例減額は、国の要請による減額であり、やむを得ない措置とは思いますが、このことで地方交付税や一般財源など、市の財政にどのように影響を及ぼす可能性があるか。」との質疑があり、執行部より「職員給与費は、普通交付税の基準財政需要額の中でほとんどの項目に影響がある。数値的なものは、事前に国が示した平成24年度の基準財政需要額の1.2%程度という概算の数値があり、約1億5,000万に相当する。このたびの補正の給与特例による減額は、それより低い額での減額であり、その差額分は一般財源が不足し、財政調整基金を取り崩した形となっている。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきまして、委員より「乳がん検診業務委託料を国の方針変更に伴い減額されているが、市としての一定の方針のもとに実施すべきではないか。」との質疑があり、執行部より「今後、市の方針をしっかりと検討し、国の指針、国の流れの状況も確認した上で予算計上を行いたい。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきまして、委員より「地域農道リフレッシュ農道舗装事業は、要望があれば今後も予算措置されるのか、またこれにかわる事業を考えているか。」との質疑があり、執行部より「今年度最終年ということで、6月末締め切りで市民に周知を行っており、ある程度整備もできたと考えられるため、今年度でひと区切りとしたい。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきまして、委員より「スポーツ教室・大会等開催事業費での『吉田沙保里講演会』に中学生を招くに当たり、1年生を除いた理由は何か。」との質疑があり、執行部より「クリスタルアージュのホールの収容定員や、市民ニーズを含め、検討を行った結果、中学生全員を招くのは量的に困難と考え、現在、お太助フォンを通じ、中学

校1年生の教室に映像を流せるよう、情報政策課と調整を行っている。」との答弁がありました。

つぎに、議案第68号「平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から議案第77号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」までの10件の補正予算については、国民健康保険特別会計において、被保険者の増加による保険給付費の追加などにより大幅な増額補正となっておりますが、ほかの会計については、4月1日発令の職員人事異動及び共済費の負担率変更に伴う職員人件費の調整、職員給与の特例減額の反映が主な内容でありました。

国民健康保険特別会計の審査におきまして、委員より「医療費の増加や国保税額の上昇など、今後の国保財政を、消費税増税の問題を含め、どのように予測しているか。」との質疑があり、執行部より「予測は難しいが、当市においては1人当たりの医療費が大体2.2%から4%の間で伸びており、来年度は2年に1度の診療報酬の改定がある状況でもあり、影響があるのではないかと予想する。消費税の増税問題も含め、来年度の予算編成の中で十分考えていきたい。」との答弁がありました。

各会計の「歳入・歳出」それぞれ慎重に審査し、補正額・補正内容等、適正であると判断し、議案第67号から議案第77号までの11議案について、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、報告を終わります。

○塚本議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより本案11件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件から、議案第77号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの11件を一括して、起立により採決いたします。

本案11件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案11件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案11件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 一般質問

○塚本議長 日程第13、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員あたり、質問時間は30分以内でございしますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。今回、大枠2項目につきまして質問をいたします。

まず最初に、就農者支援についてであります。

国の制度として充実した老後生活を送るための「農業者年金制度」があります。まず、安芸高田市内の加入促進と政策支援者数等、その実態をお伺いいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

ただいまの宍戸議員の「就農者支援」についての、御質問にお答えをいたします。

農業者年金制度は、国民年金の第1号被保険者で、付加年金に加入しており、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できる制度であります。農業者の自主性を尊重し、農業者から申し出があつてはじめて加入できる仕組みでございます。

加入促進につきましては、事務局受付で制度の相談にお答えするなど説明を行ってまいりました。また、広島北部農協と連携して加入促進に努め、「農業委員会だより」において、制度の周知を図ってまいったところでもあります。その結果、昨年度には1名の新規加入を得ることができました。今年は、さらに加入者の拡大を図るため、10月には、50歳未満の認定農業者や、広島北部農協の「ひろほく農考会」会員を対象として制度の説明会を予定しているところであります。

農業者年金制度では、一定の要件を満たした場合に国が保険料の一部を補助する政策支援が行われております。その内容は、保険料月額2万円のうち、最高1万円が国庫補助として支援されております。安芸高田市では現在、3名の被保険者が政策支援を受けておられます。

今後におきましても、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資するよう農業者年金制度の周知を図り、加入者の拡大に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これが平成14年1月1日に法改正がありまして、以前の農業者年金制度

は破綻をしたわけです。今後以降、掛金の方式が少しかわったと言いますか、賦課方式だったものが今度は積み立て方式ということです。賦課方式というのは今もらっておる人は若い人が掛けたものをもらおうと。しかし、この積み立て方式は、自分が積み立てたものを国が運用して、それを今度年金でもらおうと。しかも、80歳までは保障ですね。80歳まで生きるとして、途中でもし不幸にして亡くなられても、その80歳までもらはずだった掛金はその遺族が受給できると。一時金として。また税金対策もこれ保険料は社会保険料として控除されるというふうなメリットがあるわけです。そういうふうな制度ですから、農業をやっておられる方はなかなか所得を保障するというのが難しい。天候にも左右されますし、定年はないと言いながら、やっぱりある程度高齢化していきますと、働く能力は落ちるといふようなこともあって、この制度は、私は相当有利にできていると思います。

それから政策支援も国の助成なんですけれども、2万円から6万7,000円までを自分が選択して、自分の能力に応じて、経済力に応じて掛金を選択することができるわけなんですけれども、最低2万円については1万円ほど、先ほどの市長の答弁にもありましたように、国が毎月1万円を40年間、20歳でしたら60歳まで40年間、これ掛けてくれるわけですね。いろいろ制約はあるわけなんですけれども、特にこれから農業の後継者が少ない中であっては積極的な取り組みをしていく。そしてこれが大事なことは、やっぱり高齢者になったときの対策もしっかり農業は充実させておく。そのことが若い人が農業へ取り組む気持ちにも少しは変わるんじゃないかと思います。そういうことで、この加入促進は農協と連携してということもありまして、積極的な取り組みをぜひするべきだろうと思います。

次に、この就農者が激減する中で、将来の農業を支える担い手を育成、確保するためにも、この農業者年金の掛金、保険料ですけれども、これは国の政策支援とあわせて行政支援というものが考えられないかと。これは先ほど私が申しましたように、法人化が進む中で農業人口がどんどん少なくなっております。それから今、安芸高田市も企業誘致をしようということで何件か成果もありますし、また若者定住ということも市長が特に力を入れておられます。この農業を選択して農業をするということは、通勤農業もありますけれども、大体この安芸高田市内で生活を将来していくということにもなります。そういうことから、特に新規就農者の育成ということからも、私はこの制度ができないものだろうかというふうに考えるわけです。

課題はたくさんあると思いますけれども、私はこれは可能ではないかと。例えば、就農者支援で農業大学、技術大学へ行く人については農協と連携して基金の4,000万円を積み立てて、そういう支援もしておられますし、そうした個人的な支援もこれからの新たな農業政策をする上では大事なんじゃないかというふうにも思います。

特に、農業っていうのは国策ですから、いろいろな農業機械を買うに

しても補助金は出しておられますし、もちろん有害鳥獣の被害を防止するための対策としていろいろな補助金制度もあるわけですが、それとはちょっと質が違った支援をしていくと、少しでも若者が安芸高田市へ定住してくれる可能性が高くなるんじゃないかとかそういうふうに思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のように、農業の担い手になる方には、市からの保険料補助も考えられますが、一定の要件を満たした意欲ある担い手に対しては、既に現在、先ほど説明申し上げましたが、国の政策支援により、月額最高1万円の保険料補助がございます。農業者以外の被保険者との公平性の観点から慎重な判断が必要であると現在考えております。

若年層の農業者へは、今後も国の政策支援制度を周知し、農業者年金に加入していただくことにより、農業者の老後の金銭的不安の解消及び新規就農者確保への一助となるよう農業委員を通じた推進活動を行い、加入者の拡大にこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

議員御指摘のように、市として今の保険料の独自の支援を行ったらということがございますけれども、大変意義のあることと私も思っています。

現在、市は農協と連携して農業者に対する農業技術大学に行かれる奨学金の支援をしています。これとあわせて今後も検討していきたいと思えます。ただ、一番の問題は、農業以外の方とのバランスをどうするかということがございますので、ここらを十分加味しながら検討していきたいと思えますので、御理解をしてもらいたいと思えます。必要性は十分感じておるところでございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 今、「人・農地プラン」というものを安芸高田市で積極的に取り組みをされておられます。その中で見ますと、若い人が後継者として選定されるといいますか、地域で推薦されるといいますか、そういう方たちのためにも私はこういう制度は有効に活用できるんじゃないかと思えます。全ての農業者が加入できるんですけど、全てに対してっていうことじゃ、ちょっと無理があると思います。初めから相当大きな金額が要るようでは困りますので、何人かの限定版として試験的にやってみるとかという方法もあろうと思います。私は、これはある程度若者定住策にもつながってくると。今、経済状況も余りよくない中であって、農業を選択する若い人もふえているように思えます。そういうことから考えて、ぜひ積極的な取り組みを前向きに検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

次に、アグリツーリズム、農村民泊制度の確立について。これは、

「アグリツーリズム」と言いますが、「グリーン・ツーリズム」とも言います。ヨーロッパが発祥の地だというふうに関わります。安芸高田市は、地産地消行動計画というのを平成23年から27年度まで計画を立てて行動に移しておられますけれども、その中にこのことが書いてあるわけです。その取り組みとしての今後の方向性について市長さんのお考えをお聞きしたいんです。安芸高田市は、宿泊施設もちょっと少ないんですね。観光振興計画を見ましても宿泊施設が少ないです。よって、そういうことから、また神楽を積極的に取り入れたまちづくりをしておられますし、そして田舎と都会の皆さんとの交流を図るという意味からもそこらについて市長はどういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「アグリツーリズム」、農村民泊についての御質問にお答えをいたします。

都市の住民が農村で休暇や余暇を過ごし、お互いの交流を持つことにより地域振興を図っていくというアグリツーリズムは、もともとヨーロッパで発祥いたし、日本ではグリーンツーリズムや農村民泊とほぼ同じ意味であると思っております。

ヨーロッパでは、都市住民が農村に長期滞在いたし、交流を図りながら、のんびりと過ごすというライフスタイルが定着しておりますが、日本では生活様式の違いなどから、日帰りや短期の滞在が多いようであります。

農村地域である安芸高田市におきましては、こうした取り組みにより、地域の活性化を図っていくことは、地産地消の運動を進めていく上でも有意義であると考えております。安芸高田市地産地消行動計画でも、実施についての研究や体制の整備が必要であるとしております。まずは、地域やJAなどで現在実施されている農業体験イベントや、産直市を活用した消費者との交流事業などを調査するとともに、先進事例等を参考にしながら、市として体系化していくことが、当面の課題であろうと認識しております。

市といたしましても、神楽等、東京公演とか大阪とかで全国に周知しておるわけでございますけれども、非常に手応えがございます。ただ、手応えがあっても、その方々が安芸高田市にどういった活力につながっていくかということが非常に大きな課題でございます。そういう受け皿づくりとして非常にいい手段だと思っております。

私も吉田町長時代に毛利元就をしたんですけど、ホテルをつくってバスを増すとか、そういう先行投資というのは皆思いつくんですけど、後が続かないです、もう全然。今思うのは議員御指摘のように当時国体がございまして、吉田町はバレーボール、甲田町はハンドボールを民泊で受け入れていただきました。このことが今一番、安芸高田市の背丈に、

ニーズに合ってるんじゃないかと思っっているところでございます。そういう意味で、先般も県と議論したんですけど、県の観光というのは、観光客が来られたら旅館へ泊まって観光地を見て帰ると。だから旅館と観光客との関係はあっても住民との関係は非常に薄いんですね。だけど、国体のときに経験したことは、甲田町はハンドボールの地域との体験があって、吉田町はバレーボールとの体験があって、このことが現在まで続いているんですよ。追っかけをしたり、いわゆる青森のリンゴを送ったり、こっちから送ったり、青森へ行ったり、そういうふうに地域の人との交流が残るということが私は真の観光だと思っっているんですよ。今、県が考えてるような宿泊施設に泊まるような観光というのは余りうちにそぐわんと。できれば、今の民泊というのを、民家はもちろんです、集会所ももちろんだけど、お寺さんも非常に人気があると思うので、このように背丈の応じた観光をしていかないけん。

先般、ちょっとこういうことを将来目指していることの一環として、神楽甲子園でいわゆる民泊を受けてもらいました。向原、甲田の人が受けてくれました。神楽に余り認識のないところなんだけど、岩手の子とかを受けてくれて、非常に受けてくれた人は感動を覚えられて、両者と関係なしに地域の交流が始まっっているんですね、もう。これがまさしく観光だと思っっているんですよ。地域の交流は。これ、うちにホテルつくれとか、昔みたいに行政の先行投資をやってもなかなかそういうことにつながらんと。毎日定期的に来てくれたら、そういうことが成り立ちますけど、こういう時代じゃないと思っいます。あるものを、自分が背伸びせんようにふだん着で受け入れていきたいと。このことが安芸高田市の観光につながってくるんじゃないかと思っっております。このことが甲田町の民泊の受け入れとか吉田町の受け入れが物語っておるんじゃないかと思っます。こういうことを大切なことで、今までにないすばらしい観光ができるんじゃないかと。そうかといって、現在ある湯治村とか民間の宿泊所とかを無駄にするっというんじゃないですよ。ただ、活性化として見る場合に、30人来たっって全然活性化にならんで、けた違いのことを今思っってるわけで、そのためには市民総ぐるみで受け入れることが大事だと。それを受けるためには、まずは議員御指摘のように農家民泊をしっかりと市民の方に周知をしてもらわないけんということですね。そのことの仕組みづくりが行政としての最大の課題であると、今そういうことを職員には指示をしているところでございます。農家民泊といいますけど、農家に限らず、ほんとはどなたも受け入れられるような仕組みづくりをしていきたいと思っています。今県庁は修学旅行だけを受け入れるとか、いわゆる普通の旅館業に遠慮したような受け方をしているので、我々はそうじゃなしに、どういう方でも安芸高田市で受けたいだくということを考えていきたいと。このことが少しでも活性化につながることになると今確信をしているところでございます。東京とか大阪の方が非常に安芸高田市に来たいんだと。そうかといって来られたら、ホテル

つくってますとかバスが回ってますとか言うんじゃないしに、ちゃんと手のあいた人が迎えに行って、自分のところへ泊まってもらって、またちゃんとしたところへ送り帰すというようなシステムが非常にいいんじゃないかと思ってます。私が考えてるのは、食べるものにしてもステーキとかフランス料理を食わすんじゃないしに、やっぱり塩さばとか、ちしゃもみとか、こういう安芸高田市独自のふだん着でいいんだということです。お土産も芋ほりがあったら芋ほりをして芋を持って帰ってもらってというのも非常にいいんじゃないかと。都会には米のなるのを知らん子どもがいっぱいおるんですよ。うちは絶好の観光地ですね。そういうことをこれから徹底してやっていけば、非常にいい活性化につながるんじゃないかと思ってます。そのためには、市民の方々の協力をやっぱり得ないけん。体制づくりをつくらないけん。収益にもなるし、地域も協力せないけんというようなことをしっかりと考えていかないけん。やっぱり市民の方々もこういうことを通して活性化する仕組みづくりに協力してもらわないけんということを思ってます。大変な御提言、ありがとうございます。同感でございます。しっかりとした体系づくりをすることが本当の課題だと思ってます。頑張っていきたいと思えます。このことをしっかりと頑張らんと、東京公演とかやってる意味がないと思っております。職員もそういうつもりで一丸となって頑張ってますので、御理解をしてください。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 安芸高田市には宿泊施設が少ないということもあって、実は、先ほどハンドボールの話がされました。これ、甲田町、平成8年の国体。高校生の男子、女子の40チーム、700名の選手団を全部民泊で泊まっていたと。これ全地域全て泊まっていたので、相当の不安があったんです。実は、よその知らん人を泊めるっていうのは、自分の息子とかいうのは何ともないんですけど、知らん人を、もし事故があったらというふうな不安があって、それを払しょくするのに相当時間がかかりました。よって、これは各全国の先進地の、例えば国体をやったところでそういうところへ多くの皆さんに参加をしていただいて、バス2台を借り切っていくような努力もしました。相当経費がかかったんです。ですから、この民泊というのは、なかなか簡単にはいかないだろうというふうに思うんです。やっぱり農家の人も、農家以外の方も、先ほど言いましたように、知らん人を泊めるっていうのはなかなか勇気が要ることでもあります。そのために私は市として行政的な制度をしっかりと確立していくっていうのは基本になってくるだろうと今までの経験から思います。先ほど市長もそういう答弁をされました。それで、そのことを推進していくためには、やはり食事を提供する。多少、お金ももらうことになると、保健所の許可も要るんです。調理師の免許も要るんかもしれません。そういうふうな法律をクリアする部分もものすごく

く出てくるわけです。ですから、そこらをしっかり研究して、我々も研究しながらこれを取り組んでいく。そういうことが安芸高田市の活力、地域経済力を高めるといいますか、そういうふうになるだろうと思いません。全国から、岩手県から岐阜県から来られた人が今もって交流をしておられる人がいるんですね。そういうことを考えたときには、この民泊制度っていうのは人と人との交流が図られて、ホテルへ泊まったら人間関係はないですよ。そういうことを市長が常々おっしゃっておられるわけですが、それを安芸高田市の今後の活力を高めるために、ぜひ市民総ヘルパーじゃありませんが、総ぐるみで取り組みをするような展開をぜひしていただきたいと思います。

私の子どもとか、親戚が泊まりに来るんですよ。その程度でいい。そういう感覚を持っていたらいいと思いますし、そのためには、一つ考えておく必要があるんじゃないかと思うことがあります。例えば、トイレ、食べる場所、風呂、そこらが多少改善をしなければならぬというふうなことが起きる可能性もあります。そのためには、その補助金制度も、今既にありますけれども、高齢者の安全のためにありますけど、そういうふうなこともちょっと考えていかれたらというふうに思いますが、市長、再度お願いします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 全く同感でございます。やっぱりこれをうまくやるためには、やっぱりこの安心感、保険制度も要るかもわかりません。トイレとか、例えば人を泊めるんだったら水洗でなければいけません。そういう支援ですね。ホテルに泊めるんだったらトイレをまたちゃんとしたトイレになっとならないけんというふうに、そういうような仕組みづくりの応援はある程度必要かと思えますけど、トータル的にこういうことがこれからの安芸高田市の活性化の大きな道具になるんだと。

過疎を逆手にとってというのがありましたよね。安芸高田市にホテルがないのがいいということ認識に立ってもらいたいですよ。ホテルがないからこういうことができるんだということですね。こういうことのもりでやっつけていこうと思っています。

現に私も東京へ行ったら、いろんなホテルとかが相談をかけるんですよ。あなたのところへ行ってリーガロイヤルのようなところつくったら、あんなのようなところを泊まらんよと言ってるんです。あんなのところが、民泊とかお寺がいいと向こうが言いますよね。広島のホテルに泊まったらかよってくるんですよ。そうじゃなしに、うちはちゃんとしたそういうものを。神楽とか毛利元就とか湧永庭園とか土師ダムとかあります。それ以外にも、私この6年間は市内を回ってますけど、いっぱい季節オプションがあるんですよ。季節オプションが。カタクリの花が咲いてるとかアヤメが咲いてるとか、大きな巻き寿司をつくってるとか、わいわい祭りやっけるとか、季節メニューがいっぱいあるんですよ。だからそ

のメニューをちゃんとつけることによって、またちょっと味のつけ方も違って来る。季節メニュー。春に来たらこれがあるよと、冬に来たらこれがあるよというようなことが言えると思うんですよ。だからそういうようなことと神楽とか定期便につけていくということで非常に魅力あるものになるんじゃないかと思っています。我々もホテルがないからまちづくりができるんだというような気持ちでやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。そのためにはやっぱりおっしゃるように、行政としての施設に対する支援はある程度は必要かと思っています。保険の制度とか。みんなで一緒に過疎を逆手にとるということで頑張っていきたいと思っております。ホテルがないからできることだと。

ただ、県あたりが観光といったら、民宿を相手にしてない。だから、民泊と民宿は違うんですね。私も勉強不足で。向こうで言えば、観光と言ったら、今度はホテルを守ることが主眼になると。ただ、うちなんかはホテルを守ってもらってもホテル業というのはありやせんのですが、田舎流のあれなんです。そういうところにもこれは挑戦していかないけんということです。いずれにしても、うちが大きなホテルをとって宿泊施設をつくって待つんじゃないしに、そういうあるものをしっかり使ってもらおうということがやっぱりこれからの安芸高田市の活性につながるんだと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 先ほど市長がおっしゃったように、向原にカタクリがありますしショウブもあるし、れんげも民間の人が頑張っておられますよ。そういうふうなところがたくさんありますし、そういうものをやっぱり消費者の皆さん、都会の人と安芸高田市の市民の皆さんが交流をもう既にしておられます。ですから、そういうところはぜひしっかり把握をしながら対応していくというのも手であろうと思っております。国体のときも民泊で700人泊めるんですから大変だったと。しかし、やってよかったという評価です。ですから、そういうふうにはやっぱりやってみれば全く意味が違ってくるといふふうに思います。これからの安芸高田市の活力をさらに高めるためにもぜひ頑張ってくださいたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○塚本議長 以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

8番 大下正幸君。

○大下議員 8番、あきの会、大下正幸でございます。通告いたしておりますので、質問をさせていただきます。

まず最初に、通学路の危険箇所の改善と対策について、また今後の方向性と対策についてを市長にお伺いいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 通学路の件で教育長のほうが答えると思いますけれども、大体をお答えいたします。

通学路の危険箇所につきましては、できるだけ速やかに対策を講じていくことが必要であると認識しているところでございます。通学路安全点検による市道の危険箇所につきましては、31のうち26カ所は、今年度中に対策を完了しております。また、2カ所につきましては、水道事業の工事との調整によりまして、平成26年度に完了させる予定となっております。残りの3カ所につきましては、道路改良工事による対策であるため、現在、工法等、検討中であります。

国道及び県道の通学路の危険箇所の未実施箇所につきましても、随時対策を実施していただいておりますが、引き続き国・県に対して早期対策要望を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 市長に続いてお伺いしますが、今まで危険箇所が120何カ所出ておりますけど、24年度にもお伺いしましたが、市全体の危険度の優先順位がどうなっているのか、お伺いします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 実は、危険箇所の調査というのは、文科省のほうで学校で調査したんですけど、予算がついてないんですね。文科省と国土交通省の調整をしていないために。だから、危険箇所といってもある程度、危ない危ないじゃなしに、本当に危ないところを限定して順番をつけて実施しなければなかなか難しいのが現状でございます。これ、うちだけじゃない。全部。ただ、先ほど申しましたように、市道の危険箇所については、ほぼ市費で対応させてもらいました。今後の、例えば吉田邑南線とか危険箇所につきましてはこれから順番をつけて対策をしていかないけんということでございます。ただ予算等の具体的なことにつきましては、教育委員会のほうで把握していると思っておりますけど、そういう過剰実施につきましては、調査をしたからすぐにできるということではございませんので、御理解をしてもらいたいと思っております。そういうことを踏まえましてその箇所について本当に早急にやらないといけないところなのかということこれから吟味しながら、早急なところについてはしっかりと促進を早めていきたいと思っております。今、国の財政も厳しいときでございますけど、そういう危険度の高いところにつきましては、ちゃんと対応していきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○塚本議長 続いて答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの大下議員の御質問にお答えをいたします。

昨年8月に行いました、通学路の合同安全点検におきましては、議員

御承知のように、市内124カ所で、何らかの対策が必要とされました。

これまでの改善状況でございますが、8月末現在で、平成24年度に対策が実施された箇所が61カ所で全体の49%、平成25年・26年度に実施と計画された箇所が49カ所で全体の40%、用地交渉等で期間を要する箇所が14カ所で全体の11%となっております。

この間、保護者・地域の見守りをはじめ、国や県、市の道路管理者、警察など関係各者の御理解をいただき、多くの危険箇所の改善を行うことができたと考えておるところでございます。なお、用地交渉等期間を要する箇所が14カ所ございますが、引き続き道路管理者等をお願いをしまいたいと考えております。議員の皆様方にも引き続き、御支援をお願いするものでございます。

今後の方向でございますが、児童生徒も年々、卒業・入学し通学路も変化いたします。また、文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁で、平成25年度以降の通学路の交通安全に向けた継続的な取り組みが合意されたと聞いております。昨年度に実施しましたような通学路の安全点検を継続的に取り組むことが、児童生徒の安全安心につながってまいりますので、安芸高田市といたしましても、関係機関と連携した取り組みを継続実施するよう考えております。御理解をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 継続するというふうに言われましたけれども、市長も去年も言われましたが、やっぱり危険度ランキング、どこが一番危険なのかというところをやっぱり把握していかなければ、県・国へ要望するにしたってできんのんじゃないかと。やっぱり強い要望をしてもらわんと。危険箇所点検をしたという意味は、保護者としても早急に改善してほしいという意味があって点検箇所が出てきているわけですから、そこらをやっぱり市長も強い要望をしていただかなければと。ましてや市の関係でなく、道路の改良なんか特にそうだと思います。やっぱり要望してもらっていかんと県も動きがないんじゃないかというふうに思われます。やはり机の上とその物件、どこが危ないというところを強く要望してほしいというふうに思っております。

ところで、今まで県や国へどのような要望を市長としてされましたか、お伺いします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 県にはその都度要望しております。危険箇所。ただ、どの箇所かといっても、例えば、今、県にも当時のコンクリートから人へということで道路関係の予算がもう2分の1以下になってるので、要望すればできるというものじゃないです。だから、非常に厳しい状況なんですけど、必要性、交通安全。そして私先ほど申しましたように、教育委員会にも言う

てるんですよ。勝手に調査するのは結構ですけど、金がついてこなければ困るよということを踏まえても言ってる。土木との関係がちょっとうまくいってないんですけど、それを踏まえても危険箇所については要望しています。ただ、要望したからできるというもんじゃないことだけは理解してくれと向こうから答えが返ってきています。御理解をしてもらいたいと思います。昔のように要望したのにどうしてできんのかじゃないし、お金がないからできんということがございますので、強く要望はしていきますけど、その辺は御理解をしてもらいたいと思います。多分、私が一番県の西部事務所なんかに行って要望する回数が多いと思いますが、なかなかいい返事が返ってこないのが現状でございます。応援してください。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 要望したからすぐできるんじゃないと言われますけど、要望せにゃ、それこそ何もできんんじゃないかというふうに思っておりますので、引き続き、強く要望していただきたいというふうに申し上げておきます。

また、教育長にその後、PTAやら関係部署の方と危険度に関して話し合いをされたかどうか、お伺いします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 PTAとの協議等についてのお尋ねでございますが、ことしに入りまして、2月末、PTA事務局等の協議の方をしております。また、必要に応じまして随時行っておるということでございます。また、9月に入りましてPTA連合会の役員会が実施される予定になっておりますので、ここでも市P連のほうからの要望もありますし、議題にあげて教育委員会事務局のほうから担当者が出向くことになっております。

議員御指摘のように、点検に基づいて歩道でありますとか、ガードレール、こういったものがつくのが一番望ましいことではあります。先ほどから市長も答弁しておりますように、なかなかすぐということにならない現状というのも一方ではあります。この間、学校あるいは保護者、子どもたちが一緒になって、今ある現状の中で自分の身を守る、いわゆる歩道が狭い、そういったところではどういった歩き方ありますとか、あるいは市内地域によりましたら、小中学校が通学路が一緒になってる箇所がたくさんあります。小学生は歩く、中学生は自転車での通学というようなことがありますので、そういったときは、例えば中学生が小学生の集団登校の場面では、自転車から下車して歩いていくとか、そういった今ある状況の中で、先ほど申しましたみずからの安全を守る最善の方法ということが、今現在も保護者、あるいは地域の方の協力を得ながら取り組んでおりますので、この点についても御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員　これ、新しく入学される子どもさんもおられて、次々と条件は変わっていった状況ですね。ましてや、バス通学される子どもさんが、バスに乗るために道路を横断しなければならないところがあります。横断歩道がないんですよ。横断歩道がなくても渡ってもいいと、学校の教育がそういうふうになっておるのか、まずそれはないと思いますけど。吉田邑南線にしてもそうです。美土里、三次にしても横断歩道が全くありません。交通量がある中での時間帯で、どうしても道路を横断してバスに乗らなければならない状況があるんです。これも警察の交通課のほうにお話をしましたら、渡るのが1人、2人だったら横断歩道はできませんよという対応ですよ。1人、2人だったらどこを横断してもいいのかと、そういうふうにつまめますよ。教育長、そこらをどういうふうにして、僕の判断と教育長の判断は違うかもわかりませんが、どういうふうにして受けとめたいのか。1人なら横断歩道をつけませんよと。どうもそこが僕も納得いきませんでしたけど、状況はそうなんです。そこらを教育委員会もどのように把握されているのか、教育長の意見を聞かせてもらえればと思います。

○塚本議長　答弁を求めます。

教育長　永井初男君。

○永井教育長　大下議員御指摘のように、通学路の関係ももちろん完璧な通学環境が整えられるのがベストだというふうには、私個人的にも考えております。しかしながら、先ほどから申しておりますように、この通学路の改善、改良等には多額な経費を伴いますので、先ほどから申しておりますように、今すぐということにはいかないというのが現状でございます。

そういった中で、学校におきましても、これも先ほど申しましたが、今ある通学環境の中で自分が自分の手で自分の命を守る、安全を守る。それはどういった行動をすべきかということについては、今学校現場でも保護者、地域の方の協力を得ながら教育、指導をしているということでございます。横断歩道もそうですし、私ども把握しておりますのは、バス停あたりの移動も検討してもらえないかというような要望も具体的に上がっておることも承知しております。しかし、バス停の1つ移動につきましても、関係者の方、それぞれの協議を伴いますので、これもすぐということにはなりませんので、引き続き、できるだけ通学に関する環境の整備ということについては、努力をしてみたいというふうを考えておりますので、御理解をいただければと思います。

なお、この通学方法だけに関してではありませんが、やはり子どもたちに全て恵まれた環境を与えるということと、もう一方では、やはり成長過程にある子ども達ですので、今ある状況の中で自分がどう対応していくか、対処していくか、そういうことも命を大切にすることを最大限優先しながら、子どもたちにいろいろな危険を予知する能力でありますとか、対応する能力というのをつけていくということも学校教育

における大切な内容だというふうに考えておりますので、今の通学状況で完璧だということではありませんが、両輪のような形で、引き続いて関係者と協議しながら、いずれにしましても子どもたちが今ある環境の中で事故にあう、そういうことがないような万全な対応をとっていきたいというふうに考えておりますので、どうか御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 子どもに危険を冒して道路を渡れということですね。今の答弁は。そうなんです。実際が。たまたま今、保護者の人がついて一緒に渡られる状況もありますけど、学校から帰った時は一人の時があるんですよ。その中でも道路を横断せないけん。学校へ行く登校時の交通量、かなりの車が走っています。学校だけの問題ではなしに、地域住民の人もそうなんです。実際にその現場でも大きな事故も起きております。たまたま子どもさんに事故がないからいいようなものの、これは経費が要ると言われるのはわかりますけど、事故が起きてからでは遅いんですよ。教育委員会としてもやはり早く、これも強く要望していただかなければいかんのではないかとというふうに思います。

あとその危険度ランキングの調査のことで、学校内での引き継ぎができてないんじゃないかと。またPTAとの話もされると言われましたけど、全くそういう話はありませんよと保護者の返事であります。本当に危ない危険箇所だといってもなかなか声が届いてない状況もあるんですよ。やっぱりその都度状況を見ながら、そこらを保護者とPTAと確認というものはしてほしいというふうに思います。そのことについて教育長のお考えと、今先ほど言いましたように、1人なら、少数なら横断歩道をつけないよという交通課の方の返事、それを教育長はどういうふうに受けとめられますかということもお尋ねします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の、1人、2人なら横断歩道をつけないよということに対して、私も全くそうだということではありませんので、一つ御理解をいただきたいと思います。可能であれば、当然そういう環境の整備はしていただきたい。その考えに基づいて、引き続き努力をしてみたいというふうに思います。

学校内での引き継ぎが十分できてないのではないかと、あるいはPTA、保護者の中でそういったことの周知が徹底できてないのではないかとということにつきましては、真摯に受けとめて、校長会等を通じまして、再度徹底をしていきたいというふうに思います。ただ、私のほうが聞いておりますのは、先ほどから申しておりますように、今回の危険箇所の点検は意味がなかったということではなくて、再度、保護者の中でも、自分たちもできることは協力せないけんとか、子どもたちにここは危な

いから注意をせないけんよというようなことで子どもにしっかり話をしていけないけんなどというような形で危険箇所の点検における一定の成果なり効果はあったというふうに聞いておるところでございます。ただ、議員御指摘の点につきましては、今後、校長会、教頭会を通じて再度徹底確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 保護者もPTAの方も学校3年間ということで役員の方も次々変わられる状況の中で、やはりそこらを連携をとっていただいて強い要望をさせていただかなければ、これは先に進まんのじゃないかというふうに思いますので、要望いたしまして次の質問に移ります。

中学校のクラブ活動における外部指導者の対応についてのお考えをお伺いします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの大下議員の御質問にお答えいたします。

中学校のクラブ活動における外部指導者についての御質問でございますが、中学校の部活動、いわゆるクラブ活動につきましては、学習指導要領の中に「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること」、また「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」とあります。

市内中学校では、この趣旨に鑑み、担当教員を中心にクラブ活動の運営に当たるとともに、文化スポーツ振興室で実施しております「運動部活動 外部指導者派遣事業」により支援し、学校長が推薦する外部指導者を招聘し、御協力をいただいているところでございます。

今年度におきましては、市内6中学校で13人の外部指導者を招聘しております。生徒数の減少に伴い学校規模が小さくなり、教員数が限られてきており、クラブによっては十分な技術指導ができない状況が出てきているのも事実でございます。こうした中、専門的な指導をいただける外部指導者の活用は、クラブ活動の充実に大きく寄与していると認識しております。しかし、前段で申し上げましたように、クラブ活動は学校教育の一環として行うものでございます。学校の教育方針、クラブ活動の指導方針や運営方針について、外部指導者の方の理解を得ることが第一の前提となることから、人選には慎重にならざるを得ないという実情もございまして、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 この外部指導者の人選というのは、それはもう学校長としても教育長としても、人選にしては当たり前のことだと思います。ただ、生徒の中

にはクラブがしたくて学校へ行く生徒もいるわけですよ。ましてや、スポーツをする上で、勉強する上でも100%の子どもはおらんのですよ。それをいかに生かすかというのも教育者の責任でもあるというふうに思いますよ。試合に出れば、やっぱり勝ちたいのが生徒ですよ。負けたら泣いて涙を流して悔しがる、そうして頑張っていきよるんですよ。ましてや、先生方のお忙しいのは、時間がとれないというのもよくわかります。だからそのクラブに精通した外部指導者がおれば、先生も楽じゃないんかというふうに僕なりに思ってるんですけど、生徒もそうだと思いますよ。何もわからんと言ったら語弊があるかも知れませんが、そのクラブに関してわからない先生が教えるよりか、やはり基礎からちゃんと知っておられる保護者、指導者の方が関わるほうが子どもも伸びますよ。

安芸高田市で、平成23年度に64人、平成24年に77名、平成25年に39名が全国大会に出場してるんです。これは生徒ですよ。安芸高田市の小さな町でもこれだけ全国大会へ出てるという状況があるんですよ。やっぱりもっともっと子どもは伸ばしてやるというのが教育者の責任ではないかと。外部指導者の人と学校ともコミュニケーションをとっていかんや、まずいけんと思いますし、あくまでも学校が優先です。それはよくわかっております。ましてや少子化で活動が困難になっているような状況の中で、学校外のクラブに入っていく子どもさんがおる、生徒がおるという状況。なぜ他のところへ行くか。教育長、どういうふうにお考えですか。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の子どもを伸ばしてやるとか、クラブ活動を通してその成功経験、失敗経験を踏まえて子どもたちの学習意欲、生活意欲を伸ばしていくべきではないかという御指摘については、私も全く同感でございます。

ここ近年、議員御指摘のように、市外のそういったクラブといいますか、そういったところへ出て行っておる生徒がいるということも十分把握をしておるつもりでございます。ただ、この理由につきましては、一つのことだけということではなくて、子どもたちが将来に対する希望なり夢を持ってより充実した部活動を選ぶということが根底にはあるというふうに考えております。ただ、学校教育のクラブ活動は、先ほど申しましたように、教育の一環としてということが大前提にありますので、いわゆる市外にありますような部活動を学校のクラブ活動に求めるということは多少無理がございます。ただ、議員御指摘の今日の学校教育におけるクラブ活動、これを外部指導者等を招聘してさらに充実させるべきではないかという御指摘については、これも私も同感でございますので、先ほど申しましたように、予算の範囲内において可能な限り外部指導者を招聘して、それぞれの部活動の充実を図るよう、これもとりわけ

中学校の校長あたりと引き続いて協議をして改善が図れるところは改善を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 あくまでも教育の一環であると。我々が教育のことにに関して口を挟むというわけにはいきませんので、せめてクラブ活動なり運動で子どもが成長していくように教育長からも強く要望していただきたいと。

また25年度の教育要覧でいいことを書いてあるんですよ、みな。これを守っていただければ、もっと生徒の指導にも力が入るんじゃないかなというふうに見させてもらいました。生徒をいかに育てるか、その3年の中、クラブをやるといったら2年ですよ。わずか2年の間に伸びようとする子どもを抑えるか、伸ばすか、やはり教育委員会の重い責任もあるんじゃないかというふうに思います。ぜひともそこらのコミュニケーションをとっていきながら、地域の人ともそういう連携がとれますように、外部指導者が入れるような状況、また子どもを大きくさせていけるような状況をつくってもらうのが教育長の責任でもあるでしょうし、安芸高田市の教育委員会であればいいわけですから、非常に安芸高田市の教育長として安芸高田市独特の教育をしてもらえればいいんじゃないかというふうに思います。そこらのお考えを伺います。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの大下議員の御指摘でございますが、平成25年度の教育要覧は関係者の御理解のもとに作成をしております、子どもを伸ばすということは当然のことでございますので、引き続き必要に応じて学校のほうを指導してまいりたいというふうに思います。私は義務教育課程においてはとりわけ一つでも二つでも多くいろいろなことを、スポーツに限らず文化面もそうですが、いろいろなことを体験できるステージ、場を用意してやるということがまた学校の務めだというふうにも考えておりますので、ふるさとを学ぶ教育とあわせて、先ほど議員御指摘にありますクラブ活動につきましても、この学校、小規模校ということの中で指導者の数も限定してきておりますが、最大限、外部指導者等の有効活用を図り、子どもの持っている可能性、夢を伸ばす、そういう安芸高田市の義務教育に引き続いて努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 生徒の芽を摘むのではなく大きく育てていくような方向性で要望いたしておきます。また、次の質問に入りたいと思います。

3番目としまして、いじめ・不登校について。平成24年の9月にも一般質問してはいますが、その後の学校、教育委員会としての対応をどのよう

にして来られたか、お伺いします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの大下議員の御質問にお答えいたします。いじめ・不登校に関しての、学校、教育委員会の対策ということでございます。

まず、「いじめ問題」についてでございますが、早期発見と早期対応に努めることが大切であることから、県教育委員会の指導を参考に、各学校におきまして、児童生徒・保護者を対象としたアンケート調査を定期的実施し、必要に応じて、個別の面談を行い、実態把握と指導の徹底を図っているところでございます。

最近における「いじめ」の傾向として、携帯電話やパソコンの介在により、掌握が一層難しくなっている状況がございます。こうしたことから、「いじめ」の早期発見にアンケート調査は有効な手段であると考えているところでございます。

また、「いじめ防止対策推進法」が、この9月28日に施行されることから、今後は法の下に、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進していく必要がありますので、国・県の動向を注視しているところでございます。

次に「不登校」についてでございます。議員御承知のように、「不登校」にはさまざまな要因がありますが、最近の傾向として、家庭の教育力の低下などにより、基本的生活習慣が十分身につけていないことが「不登校」に結びついているケースがふえてきているようにとらえております。不登校となる前兆として、保健室や相談室で過ごすケースが多く、学校では、この段階で、担任や学校だけで抱え込まず、家庭・関係機関・スクールカウンセラーと連携し、保護者・児童生徒が学校内外の相談指導を受けるように促しておるところでございます。児童生徒が「不登校」になってからは、学校による家庭訪問、適応指導教室、いわゆるあすなろ学級への入所、家庭教育支援員との連携など、児童生徒の実態に応じたケアを通じて、早期に学校復帰できるよう指導と支援の対策を講じているところでございます。

なお、小中学校の不登校児童生徒の人数は、平成24年度においては23名であり、ここ10年間のピークであった平成18年度の51人と比較すると約半数以下に減少いたしております。教育委員会といたしましても、学校、関係機関と引き続いて緊密な連携をとりながら、今後も、「いじめ」と「不登校」の問題に取り組んでまいりたいと考えております。御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 不登校の生徒のところへは家庭訪問をしているというふうなお答えだったんですけど、今いじめに対してのアンケートをとっているというお答えがありましたけど、その不登校の人からはアンケートをとっていない

いという状況、これこそ対話ができてないんじゃないですか。なぜ不登校しているのか、それこそアンケートをとるべきじゃないですか。どうもそこが納得いかないんですけど、いじめで壊れた心というのはなかなか取り戻せんのですよ。いじめられた生徒、なかなか心が戻りませんよ。いじめた人はすぐに忘れますよ。いじめられた生徒は忘れませんよ、一生涯。だから連携をしっかりとってくださいと。去年の一般質問でも申しました。いじめも12年度から比べて2.6倍にふえているという中国新聞のまとめでもあります。2.6倍になったということは、水面下で起きてるのと、本当に把握してない、実際に調査してこれだけふえてるということは、表に出ていなかったということじゃないですかね。やはり、子どもの気持ちになってもっとそこらを学校としても実態を把握して生徒との対話、話し合いをしてもらうべきではないかと。家庭訪問をしているといってもただ行って顔見て帰るだけじゃなしに。実際、これアンケートをとってないというのも、どうも僕は納得がいかなのですよ。そこらのお考えを伺います。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の壊れた心は取り戻せないという御指摘については、私も全く同感でございます。

いじめのアンケートについて、不登校の児童生徒に実施してない現実があるではないかということですが、これについては、早速詳細を把握してみたいと思いますが、今現在、把握しておる段階で申しますと、実施ができている児童生徒と実施できてない児童生徒がいます。これは、学校の怠慢というよりも、先ほども申しましたが、いわゆる不登校に至る要因というのはさまざまございます。残念ながら、保護者以外を受け付けない、あるいは部屋に閉じこもってなかなか家族とのコミュニケーションもとれない、そういった子どもに必要以上にアンケート等を通じて子どもの気持ちを刺激するのがどうかといった、そういったそれぞれの学校現場は一人一人の児童生徒の実態に応じた一つの苦渋の選択として不登校になっている場合、実施をしてないという現実もございます。不登校でも実施できる児童生徒の場合は、実施をしておるといふうに現在報告を受けておりますので、この点については再度詳細を学校現場から報告を求めたいというふうに思います。

いずれにしましても、さまざまな要因の中でいじめなり不登校というのは生起しておる現実がございます。学校も教育委員会も今取り組んでいることで十分ということは全く思っておりません。このことにつきましては、家庭の協力もいただかなければなりませんし、地域の協力もいただかなければいけないというふうに考えております。いずれにしましても本当にこういったいじめ・不登校というような問題につきましては、大人社会も含めた地域総ぐるみでの支援・協力を求めていかなければ、抜本的な解決ということにはならないというふうに考えておりますので、

議員の皆様方はじめ、引き続き続いて関係者の協力と御理解をいただきながら、学校、教育委員会もさらに努力すべきところを努力しながら引き続き最大限の取り組みを続けてまいりたいというふうに考えております。

ただ、ここで1点御理解をいただきたいのは、先ほども申しましたように、いじめ等についても若干の増加傾向にはございます。特に、これは本市の独自の課題ということではなくて、全国的に指摘されてますように、いわゆる中学校から小学校へのいろいろな問題行動が低年齢化傾向にありまして、特に小学校が増加傾向にあるということでございます。

それともう1点は、いじめにかかわっての定義がかかわってきております。昭和60年に初めて文科省がこのいじめにかかわる調査を開始しましたが、とりわけ昨年度大津の事案を受けましてから、もちろん学校現場もそうですが、国民の皆さんのいじめに対する認識というのも大きく変わって数値としては増加傾向にございます。一方、不登校については、これはもちろん学校の取り組みだけじゃなく、保護者、地域の皆さんの御協力・御理解のもとに半減をすところまでたどりついてきているという現状でございます。これにつきましても、学校も教育委員会も限りなくゼロに近づけていく、そういう思いを持ちながら引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 教育が大変なのは本当によくわかります。家庭や地域の協力がなければって言われるのもよくわかります。

また今回、文科省からいじめ防止に93億円、14年度で予算を組むというふうになっております。またカウンセラーの配置やら何かの予算、いろんないじめ防止のための予算づけができていうふうに思いますので、先生方もやはり時間がない、忙しい、忙しいじゃなく、もっとゆとりのある、ゆとりをつくるのも、つくっていくのもやっぱり教育長の手腕ですよ。どういうふうに安芸高田市の子どもを育てるか、教育長にかかっておりますので、安芸高田市の教育を考えてやってもらえればというふうに思います。やっぱり生徒・子どもは宝ですよ。やはり大切にしていたかねば。ましてや安芸高田市の生徒であるというふうに自信を持って言えるように、そんな子ども、生徒に育てていかねば、そこを強く要望して教育長のお考えを伺って質問を終わりたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 大下議員からの厳しい御指摘でございますが、就任のときに申しましたように、力及びませんが、私も責任と自覚を持って本市の義務教育のさらなる前進に最大限の努力を図っていきたいというふうに思います。

なお、しつこいようですが、昨年度の不登校を見ましても、23名の確

認。いわゆる不登校の今日のカウントは年間30日以上欠席した児童生徒をカウントしておりますが、23名のうち約半数弱になりますが、9名近くが家庭あるいは親子関係等を含めた、そういう課題の中での不登校に至ったという背景がございます。

先ほどから申しておりますように、私をはじめ教育委員会事務局、学校現場も引き続いて最大限の努力を図ってまいりたいと思っておりますが、これまた議員の皆さん方、市民の皆さんのバックアップをいただきながら、このあたりは初めて改善を見るということにつながっていくと思っておりますので、引き続いての御支援と御協力もお願いして、私も最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。
以上で大下正幸君の質問を終わります。
この際、11時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時37分 休憩

午前11時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
続いて通告がありますので、発言を許します。
9番 水戸眞悟君。

○水戸議員 会派絆の水戸眞吾でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。せっかくの機会でございますので、私の思いを少し述べさせていただきます。

2020年の世界スポーツの祭典、オリンピック及びパラリンピック大会がIOCの総会において日本国東京において開催されることが決定いたしましたところでございます。日本国民はすべからく喜びと受けとめておりますとともに、東日本大震災の早期復興を願うところでございます。また、オスプレイ配備に揺れております沖縄問題、あるいは尖閣諸島における領土の課題、これらの諸課題を含め世界をリードする日本国の責任はその双肩にあるとも言える重大な局面を迎えたとも思えるのではないのでしょうか。

オリンピック開催地の決定は、我が国の将来展望はもちろん中山間地、あえて申し上げるならば、我が安芸高田市にいかなる好影響をもたらすのでございましょうか。

サッカーのサンフレッチェ、あるいはハンドボールの湧永レオリックをはじめとしてスポーツ振興に地域振興の基軸を置く我が安芸高田市にとって幾ばくかの恩恵のあらんことを期待せずにはおられないところでございます。ともあれ、人類永遠のテーマでありますワンフォーオール、オールフォーワンの精神が我が国東京から全世界に発信できることを願うのは私だけではないと思っております。

それでは、質問の1点目に入りたいと思っております。通告をいたしてあり

ますが、広島県におきましては、本年の5月から医療用のヘリコプター、つまりドクターヘリの運用が始まっておりまして、中山間地域などにおける緊急救命活動に活躍をいたしております。本市におけるドクターヘリ運用の実態とその有効性について、市長のお考えを伺うものでございます。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えいたします。

広島県ドクターヘリは、本年4月に県内消防機関との訓練等を経て、5月1日より本格運用を行っております。

御質問の本市のドクターヘリの運用の実態でございますが、運用開始から10件の要請を行っておるところでございます。そのうち、実際に患者をヘリ搬送した事案は6件ございます。医師の指示で、救急車で近隣の病院へ搬送した事例は4件であります。

ドクターヘリの有効性につきましては、出動要請から当市の消防ヘリポートまで約20分で到着するため、救急医療の専門医と患者との接触が迅速に行われ、救命率の向上や後遺症の軽減が期待されており、非常に有効であると考えております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 ただいま答弁をいただきましたように、本市においても既に10回の出動要請をしておるといったことでございます。資料がちよっと古いかわかりませんが、実際には広島県内では77回の出動を見ておるといったようなことがございますので、非常に有効にこれを活用されておるといったようなことが伺えるわけでございます。

私考えますのに、このドクターヘリの運用に当たりましては、市内の着陸地点、つまりランディングポイントでございますけれども、市内にはヘリポートを有しております。しかしながら、緊急の事態、突発の事態、そういった場合には、このヘリコプターはいかなる場所でも緊急に着陸する必要があるのではないかというふうに考えておるところでございます。そのランディングポイントが小学校であったり中学校のグラウンドであったり、あるいは多目的広場であったり、こういったこと。あるいは、緊急の場合には高速道路の真ん中に降りなさいいけないといったようなことが常に予想されておるわけでございます。したがって、ここで申し上げたいのは、そのランディングポイントというものを一定の先んじた形で指定をしておく、あるいは整備をしておく、こういったことが必要なのではないかということについて平素から思っておるわけでございますが、この2番目にその運用に当たっての着陸地点などの諸課題の解決について、市長どのようにお考えか伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの質問にお答えいたします。ドクターヘリ離着陸場（ランディングポイント）の設定の諸課題という御質問でございます。

ヘリ離着陸場の選定基準は、障害物の問題や35メートル四方以上のあき地が必要となっております。課題といたしましては、ヘリを要請した場合、原則救急隊以外の警戒隊を配備する必要があるとございます。また、離着陸場が未舗装の場合は散水を行いダウンウオッシュによる飛散物の抑制に努めなければならないことから多数の出動人員が必要となります。次の災害出動等に支障を来す場合もございまして、極力、散水の必要のない雑地や舗装された場所を優先的に使用しておるところでございます。

このことを考慮いたしまして、当安芸高田市消防本部におきましては、安芸高田消防ヘリポート及び旧高宮ニュージーランド村跡地の2カ所での運用を行っておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 今答弁いただきましたけれども、場所によっては非常に飛散物等々、あるいは警戒隊による事前の散水であるとかってということにつきましては、そのようだろうというふうには思っております。ただ、非常に緊急を要する場合において、今のヘリポートないしはニュージーランド村の駐車場といったことのみでは、今後対応ができない場合があるかもしれないというようなことも含めますと、例えば、それが小学校の校庭であったり、あるいはグラウンドであったりといったようなことで散水は必要とするかもしれませんが、そういったことの必要性はあると思われまます。また、広島市西飛行場からでございますが、おおむね30分圏内で広島県内をオールカバーできるといったような状況がございますので、そういう意味合いでは、例えば県境において、必要な事態が発生したというようなこととなりますと、ニュージーランド村では少し遠いのではないかと。あるいは消防の警戒隊が到着する以前にヘリコプターのほうが先に到着するのではないかとといったようなことも考えられるわけですし、一応今後における課題だというふうには考えますけれども、安芸高田市全体の中でこういった将来的には災害も含めて防災ヘリ、あるいは県警ヘリ、自衛隊のヘリといったようなことも想像できるわけですから、そういったようないわゆるランディングポイントマップのようなものを将来的には一応の整備をしておいて、緊急体制に備えるといったようなことが必要かというふうには思っておるところでございます。その辺の将来的な構想、あるいは将来的なそういったものの整備の仕方、あるいは近隣住民への啓発、協力体制を求めていくといったようなことについて市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長　このことは非常に大切なことであって、備えをしておけば万全ということでございますけど、むやみやたらに備えすることも課題もございますので、今実験ということなので、今後の汎用性とか、今後また医療だけじゃなしに今度は救急とか防災にどう使うかとか、こういうことを踏まえてまた検討させてもらいたいと思います。非常に安芸高田市、広島から54号線でも1時間とかかかりますので、この辺を配慮するとこのヘリポートの威力というものもしっかり利用せないけんと思っておりますので、課題としてしっかりとこれからも検討していきたいということで御理解をしてもらいたいと思います。

この実験が20件、30件、またなるようであればまた思うんですけど、そういうこともしっかり考えていきますので御理解をもらいたいと思います。これはうちだけがつくっとくんじゃなしに、医師との連携が要るんですよね。その辺のこともございますので、全体の連携をとりながら、しっかり安芸高田市のそういう体制をこれからも整備していきたいとかように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○塚本議長　以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員　ヘリポートについての答弁をいただきましたが、必ずや将来、こういったことが必要になってくるということを私は心配をしておるわけでございます。将来的に、ああよかったなど、あそこをヘリポート、あるいはそういう指定をしておってすぐに指示ができたからドクターヘリが着陸できたので一命が取りとめられたといったようなことが将来的には想像できるのではないかというふうに考えておりますので、ぜひとも今、市長のほうから答弁いただきましたようなことは元にならずに、じっくりと将来を見通した整備方針を持つとっていただきたいというふうに思うことを申し伝えておきます。

次の質問に入ります。次は、鳥獣対策の実施隊についての件を質問いたすわけですが、鳥獣対策につきましては、防護柵の設置であったり、あるいは有害鳥獣駆除班による駆除活動であったりといったことで、非常に苦慮されておる、あるいは苦慮しておる市であるというふうには受けとめております。また全国的に見ても金額的には230億円といったような被害額が出ております中で、本市においてもこの中山間地域の安芸高田市では非常に特にイノシシ、シカによる被害が甚大であるといったようなことに基づきまして、質問をいたしておるところでございます。

鳥獣による農林水産物等にかかる被害防止のための特別措置法に関する法律の一部改正が24年3月27日におかれまして、その3月31日をもって公布されておるといった実態がございます。この実態でございますけれども、実際には安芸高田市としましてもその規定は策定してございまして、その中でも一部担当職員さんの実施隊といったような形になっておりますが、有害鳥獣駆除班につきましては、高齢化や日常の就労実態を見ると非常にボランティア的な活動の班行動を行っていただいております。

ころでございます。なお、また有害鳥獣駆除班という現状のシステムでは、それはいわゆる日当、あるいはその費用弁償等も支払われておらず、いわば成功報酬、何頭捕獲したからその捕獲報奨金といった形で金銭的には対応されておるところでございます。しかしながら、今後はこの高齢化社会、あるいはハンターの皆さん方も高齢化いたしておりますし、また後継者がなかなか育たないといったようなこともあります。日常の就労状態もあるわけでございます、そういう一面から考えますと、一定の身分保障も兼ね添えて活動が可能な民間隊員、つまり猟友会のハンターの皆さん、あるいはわなを取得されておる、いわゆるわなによる捕獲をされておる方々、こういった民間隊員を含めての鳥獣被害対策実施隊の編成が必ずや必要な事態を迎えておるといふふうに考えておるところでございます。これにつきまして市長の所信を伺うものでございます。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの鳥獣被害対策実施隊についての御質問にお答えをいたします。

安芸高田市では有害鳥獣の捕獲について、旧町単位で組織する有害鳥獣捕獲班に依頼をして実施しております。議員御指摘のとおり、捕獲班員の高齢化も見られることから、現在の捕獲体制が今後いつまで継続できるか危惧されているところでございます。

一方でイノシシ、シカの農作物への被害軽減のためには、捕獲による適正な個体数の管理は不可欠であり、農家等からの捕獲依頼に機動的に対応する仕組みづくりが議員御指摘のように必要でございます。そのため、市町村は民間隊員を含めた「鳥獣被害対策実施隊」を設置いたし、有害鳥獣の捕獲のみならず、効果的な防護柵設置の指導など実践的な活動を行うことができることとなっております。民間の実施隊員は非常勤としての位置づけとなるため、報酬の額や活動の範囲を定めていくこととなりますが、現行の捕獲体制との調整が必要になってまいります。関係団体とも協議を行い、市の有害鳥獣捕獲対策協議会を通して実施に向けた検討をしてみたいと思っております。

いずれにしても、現行の捕獲体制との調整がうまくいけば、実施隊員、現在、実は申し訳につくってるんですよ。市の職員ということで、それは方法でつくつとるだけであって、実際動くような隊員にするためには、議員御指摘のようなしっかりとした隊員にしなくちゃいけません。このためには、現行の捕獲体制、猟友会との調整がうまくいけば、ある程度前進した対策がとれるんじゃないかと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと。非常にこういうことについては必要とは思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。有害鳥獣がだんだんとふえて、せっかくなつくつものがイノシシとかシカにやられるというのは、我々も耐えがたいので、しっかりとした対策を講じていきたいと思っております。貴重な御提言、ありがとうございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 今後、検討課題の第一優先事項にあげるといったようなお話でございましたので安心はいたしております。ただ、この特別措置法の改正についての、法改正の主な改正要点の中には、いわゆる地方公共団体の役割の条文を入れることでありまして、もちろん協議会はそうなんですけれども、中でも財政上の措置に関する条文に補助に関するものを追加する、つまり市町村がこれを設定することによって、国・県の補助体制も確立してありますよといったようなこともございます。また、鳥獣被害対策実施隊員の職務を追加するということですから、先ほどおっしゃっていただいたように、法律によって非常勤の特別職のいわゆる実施隊員を設置編成していくといったような形になっております。この必要な予算の確保に関する条文も追加するといったようなこともございます。

また今安芸高田市内の15の猟銃の所持者は既に100名を割って、現在ではこの4月段階で96名というふうに確認をいたしておりますが、そういったような状況もございます。したがって、銃は3年に1度、更新手続を行うようになっておりますけれども、この更新手続に実施隊員である旨の証明がありますと、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の規定を追加する。つまり、免除されるという特例もあるわけでございます。そういったようなことを含め、猟友会のほうも実施隊員であればそういった講習の免除といったようなこともございますので、ぜひともその辺を勘案していただいて、先ほど来の前向きな検討を一つしていただくということになろうと思います。

ちなみに、広島県の農林水産局農業技術課の担当者のほうから広島県内の状況を問い合わせといたしておりました結果が、広島県内23市町のうち20の市町村によって、既に先ほどお話がございましたように、形どおりのものもありますけれども、一応この実施隊の規定をつくって編成をしているということでございます。なお、20の市町の中でも民間、つまり猟友会の会員の皆さん方にもお願いして実施隊員の隊員に加わってもらって実際の実働ができる体制を組んでいるという実施隊の市町村は6市町でございます。これは竹原、庄原、江田島、熊野、安芸太田、世羅といったことになっております。ぜひとも庄原市の例もありますので、我が安芸高田市もこの類の中に入れていただいて編成をしっかりと、今後対応していただきたいことを思っておるところでございます。

また、鳥獣被害対策に関する特別交付税措置というのもございまして、いわゆる非常勤の特別職の公務員といった形にその位置づけとなりますが、その報酬部分についての補助対象にはなりませんけれども、これの特別交付税措置ということの交付税で措置されるといったようなこともございますので、一つ御理解をいただきたいと思っておるところでございます。

また参考までに、庄原市の設置規則を見てみますと、やはり庄原市では多分これ猟友会員全員も含めてということになると思いますが、第3条では「実施隊に鳥獣被害対策実施隊員（以下、実施隊員という）を置く。実施隊は実施隊員140名以内で構成する」といったようなことになっておりますので、一応駆除班員全員プラス市の職員さんといったような形でこの実施隊の編成になっているんだらうと思っております。なお、この実施隊を編成しましても、市長のほうからの要請に基づく出動でございますから、常に年間を通じた報酬が要るとか、そういうことではございませんで、緊急の場合の実施隊の出動をお願いします。今の駆除班の体制ですと、年間に何度か、6町全員の共同駆除体制を何度か組みますけれども、そういったような状況の中で実施隊を動かしていただければよろしいのではないかなというふうに思っております。

先ほど来、担当課のほうからも市長のほうも実情はお伺いされておると思えますし、今後ともこの実施隊は必ず安芸高田市としても出おくれのないように、多分検討を重ねていただく必要がある事態が来ると思えますので、先ほどの積極的な答弁をいただきましたから、今後とも一つこの実施隊の編成については御協議を進めていただきたいということで、次の質問にまいりたいと思えます。

次は、教育長にお伺いをするところでございますけれども、先般、全国学力テストの新聞報道もなされております。これにつきましては、全教科、全国平均を上回るということで非常に素晴らしい成果をあげていただいておりますところでございます。

ただ、聞くところによりますと、安芸高田市内の学校にあつては、幾分通過率を下回った学校もあるようにちょっとお伺いしております。先ほど来、学校教育についての同僚議員の質問もございましたが、その辺についての、いわゆる学力の面から他に比しておくれをとらないように、もちろん義務教育課程でございますので、全般的な子どもたちの成長過程においてその教育方針というのはあろうと思えますが、いわゆる教育長としてその辺をどうとらまえになって、今後その課題をどう克服して、背景にはどういうことをお持ちになっておるのか、そういったことについてお伺いをするものでございます。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えいたします。全国学力テストにつきましては、小学校の6学年、中学校は3学年を対象に実施されております。

小学校では国語と算数、中学校においては国語と数学の2教科が調査の対象となっております。それぞれ、基礎的知識を問う「A問題」、知識の活用力を問う「B問題」にわかれております。議員御指摘のように、今年度広島県は全国平均を上回る結果となりました。

安芸高田市におきましても、広島県と同様に、全国平均と比較します

と、全ての教科において平均正答率を上回っております。一方、広島県との比較で見ますと、中学校においては、全ての教科において県平均を上回りました。しかし、小学校においては、全ての教科で県の平均正答率を下回る結果となりました。具体的には「国語A」が1.7ポイント、「国語B」が3ポイント、「算数A」が0.5ポイント、「算数B」が2.1ポイント、県平均を下回っております。

現段階における分析では、小学校において、特に知識を活用する力に課題が見られる結果となっております。学習に対する意欲度でありますとか、自己肯定感といった面の分析についても、現在、調査を継続しておるところでございます。なお、全国平均を上回っている背景としましては、中学校を中心に落ちついている中、とりわけ家庭学習の定着など自学自習の態度が育ってきているものと考えております。

全国学力調査とは別に、「広島県基礎・基本定着状況調査」と「市総合学力調査」を、対象学年・教科をかえて実施しておりますが、同じような傾向が見られます。

今後、学校においては、それぞれの調査結果をもとに分析を進め、今後の授業改善をはじめ具体的な対策に生かすよう取り組みを進めているところでございます。教育委員会といたしましても、この結果を真摯に受けとめ、今後学校と連携を図りながら、まずは指導主事を学校に派遣し具体的な支援策を検討してまいりたいと考えております。御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 まさに危惧しておったと言えはそうなんですけれども、小学校においてそういった実態があると。全国平均は上回っておるけれども、県平均の中で多少弱点が見えるんじゃないかといったようなことが、非常に私自身も危惧をいたしておりますし、これがまた中学校へあがっていくということになるわけですから、また中学校の時期にどうなのかなといったようなこともあります。その年その年の学年の編成、あるいはクラスの雰囲気、こういったものにも左右されるということもありますし、また子どもたちのクラスの人数といったようなこともあって平均点がとれてこないといったような実態もあるように考えておりますけれども、一般的に安芸高田市として広島県平均を小学校の子どもたちが劣っているのではないかというような雰囲気を受けるわけですし、その辺のところを十分に答弁書の中では一応の答弁をいただいておりますけれども、いわば、私とすれば、今後とも校長会やその指導主事の先生方、あるいは安芸高田教育推進会議、そういったようなところでもっとももっともんでいただいて、ぜひとも全国平均は上回っているんだけど広島県ではないというようなことにならないように、一つやっていただきたいなというふうに常日ごろから思っておるところでございます。答弁書のとおり答弁ではあれですけれども、一つ永井教育長の本音の部分の最後に聞か

せていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘のように、小学校におきましては、今年度は非常に大きな課題が露呈した結果となりました。これにつきましては、最近の傾向としてずっとこの傾向が続くというふうには考えておりません。議員御指摘のように、当然、調査を受ける対象児童が毎年かわりますので、たまたま今年度は特に憂慮すべき結果が出たというふうには考えておるところでございます。

緊急に学校のほうへこの分析を指示しましたが、13小学校のうち8校が、1つはテレビ視聴時間の多さ、普通の日におきまして4時間以上テレビを見ているという児童もおります。3時間以上になりますと、多い学校では約児童の4割が自宅に帰ってからテレビを見ておる。テレビゲームを含めての話でございますが、そういうことがあります。もう1点は、このことと関連をしますが、家庭学習の定着がなかなか図られていないと。この家庭学習の定着ということになりますと、学習の仕方がわかるか、わからないかということが大きく関係してまいりますので、現在、配置をしていただいております学習補助員あたりのさらなる有効活用について検証してまいりたいというふうには考えております。

特に今段階でございますが、県の比較において顕著な数字として出ておりますのが、ゲーム等を2時間以上やってるかどうかということの調査によりますと、小学校6年生で2時間以上ゲームをやっけると答えた子が24.6%。県は26.9%で、県のほうが2.3ポイント上回ってます。これが、中学校3年生になりますと市内の生徒は2時間以上ゲームをしているというふうに答えた子が16.2%、県が26.1%。この開きは11.1ポイントでございます。それだけ、市内の中学校3年生は、いわゆる帰宅後、家庭学習等に取り組んでいるという結果が出ております。このあたりが今後の学力向上に向けての一つの改善点のポイントになってくるというふうに考えておりますので、議員御指摘のように、校長会等を通じて取り組みをしてまいりたいと思います。

もう1点は、小学校、先ほどの同僚議員の質問にもお答えをしましたが、いわゆる通常学級における軽度発達障害、支援を必要とする児童が安芸高田市でも近年随分ふえてきております。こうした子どもたちが、いわゆる私語でありますとか、学習規律の定着がなかなか図れないというような形で指導する教師等も苦慮しておる実態がございますので、このあたりの指導の改善でありますとか、支援策等についても今後各関係者の御理解と御支援をいただきながら万全を図って、少なくとも来年度の調査におきましては、昨年度までのようなレベルまでには必ず取り戻していきたいというふうに考えておりますので、引き続いての御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 積極的な答弁をいただきましたし、何としても安芸高田教育が広島県内で2番手にならんように。つまりてっぺんをとっていただきたいということをここに心からお願いをいたすところでございます。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○塚本議長 以上で、水戸眞悟君の質問を終わります。
この際、13時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時21分 休憩

午後 1時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
続いて通告がありますので、発言を許します。

4番 下岡多美枝さん。

○下岡議員 4番、無所属、下岡多美枝でございます。通告に基づきまして、市民総ヘルパー構想の健康倍増計画について伺います。

平成25年度は、予防、早期発見、重症化予防を合い言葉に健康あきたかた21推進事業、市民健康ウォーク、湧永庭園ウォーク、国民健康保険事業、健康フェスタ、あるきんさいうごきんさい運動、健康検査事業、がん検査、歯科検診、生活習慣病重症化予防事業、歯科保健事業、予防接種、心の健康づくり事業、母子健康事業、食育推進事業、プール健康教室、健康づくり講演会など新規に事業も立ち上げられ、参加者倍増、医療費抑制を掲げ、市民の健康を願う事業が多彩に推進されています。

その中の新規事業で生活習慣病重症化予防事業とウォーク大会の途中経過を伺います。

まず2事業の内容と進捗状況を市長にお尋ねいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの下岡議員の「市民総ヘルパー構想の健康倍増計画」についての御質問にお答えをいたします。

最初に、本年度から新規に開始をいたしました「生活習慣病重症化予防事業」と「ウォーキング等の健康づくり事業」の事業内容と進捗状況についてのお尋ねでございます。

まず、「生活習慣病重症化予防事業」につきましては、現在、糖尿病や慢性腎臓病で治療中の方、また、健診で医療機関への受診を勧められた方を対象に、本年度は、おおむね150名の方を目標に対象者を選定した上で、1期と2期とに分けて、それぞれ事業展開することとしております。

1期目は、既に4月から71名の方を対象に実施をしております。対象者の日常的な生活習慣の聞き取りにより、各自にあった個別支援プログラムを作成いたし、これに沿って約6カ月間にわたり改善指導等の個別支援を実践していただくものであります。1期目につきましては、実践開

始から約4カ月が経過したところでございますが、現時点の評価としては、参加者自身の健康に対する行動変容や健康をコントロールできる自己管理能力の向上などに一定の成果があらわれているものと聞いております。

また、8月29日には第2期の開講式を行い、75名の方が本事業に参加いただいております。本年度は1期、2期合わせて146名の方に対して個別支援を行う予定でございます。市の医師会、J A吉田総合病院、広島大学とも連携いたし、プロジェクト事業として位置づけ、万全の支援体制により事業に取り組んでいるところでございます。

次に、ウォーキングなどの健康づくり運動につきましても、今年度が初めての試みとなりますが、広島県ウォーキング協会とも連携いたし、第1回安芸高田市湧永庭園ウォーキングを去る5月26日（日）に開催いたし、市内外から約600名の方々に御参加いただき、盛会裡に終了したところであります。

また、ウォーキングの歩数記録による「1か月歩数チャレンジ あるきんさい うごきんさい運動」につきましても、現在、183名の方々が、みずからの健康づくりのために自発的に参加され、取り組んでいただいているところであります。

今後も、幅広い市民の皆様に手軽に始めることができるウォーキングの普及を図り、「健康あきたかた21」や「地域振興事業団」等、関係団体とも連携し、運動習慣の定着に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 事業の計画は基本構想、実施計画され実施に移されています。ウォーキング大会イベントに私も参加させていただいたことがありますが、市職員やスタッフの皆さんは、参加の安全対策や熱中症対策など目配りや気配りをされ大会を運営されていました。大変なエネルギーが必要だと参加して主催者側の取り組みが伝わってきます。

このようなイベントの募集は健康を維持する目的で、健康で元気な人が自分のペースに合わせて自由に参加されると考えられますが、先ほど市長が述べられたように、生活習慣病重症化予防事業は広島大学、J A吉田総合病院並びに市医師会とも連携され、参加者募集方法は参加同意された方、検診結果、医師が必要と認めた方、主治医からの紹介の方となっています。新規の生活習慣病重症化予防事業が軌道に乗れば、狭心症、脳卒中、心筋梗塞、脳梗塞など、また自己負担を含めて年間500万円の医療費が必要とされる腎臓透析などを食いとめるきっかけになり、医療費の抑制につながり、国民健康保険安定化につながると期待しております。

市としては、生活習慣病重症化にならないよう対策を進めておられます。過去の特定保健指導は、平成23年度、特定保健指導対象者283人で、

指導終了者は87人、終了割合は30.7でしたが、今回の対象者は346名で、1回目の参加者は71名、2回目は75名、合計146名で、終了割合は42.7%。この事業に対しての対象者からの期待が高い事業と考えます。1名に対して10万円の予算が必要とのことですが、1,500万円の予算に対しての参加者はほぼクリアされています。真剣に取り組まれている参加者のあらわれだと思っております。

今後、高齢とともに対象者の増加や何らかの理由で参加されなかった残りの対象者200名、このままにしておくと腎臓病や糖尿病が悪化して、ひいては先ほど述べたように、狭心症、脳卒中、心筋梗塞、脳梗塞、腎臓透析などになる可能性があります。この生活習慣病重症化予防の事業が対象者に対して参加者が減少しないようにサポートが大切だと思っております。どのような対処にして今度募集されるのか、伺います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員、貴重はこの事業の認識をありがとうございます。この事業は国保とかこういうような医療費の抑制。今まで行政は合併して以来、そういう医療費の抑制じゃなしに一般財源をどのようにして繰り出すかという議論をしていたんですけど、今度一步進んだ取り組みをしています。職員に感謝をしております。

おっしゃるように、このこと、対象者大体全部に受けてもらわないいけないんですけど、今はいろいろある基準を持って決めてますけど、今後はいろんな角度から検討しながら多くの方に受けてもらうようにしていきたいと思っております。

また、このことは職員とも話をしたんですけど、今までは「何ですか、これ、私の健康状態のことはほっといてください。」と言われたらもう帰ってたんですよ。今度、職員、違いますよ。言っても行きますよ。行って「あなた、帰ってくださいじゃないと。この治療を受けるときに国民健康保険を使われるんだから。山を売ってから透析受けるんだったらいいけど。」とそういうようなことも言ってるんですよ。半強制的に言ったら、意外と受けた方、今度は逆に「私の主人のことをここまで一生懸命思ってくれるんか」とか、いい結果になりよるんですよ。このことを生かしながらしっかりと広げていきたいと思っております。予算の限りとかございますけれども、300人とか200人とか厳しくしただけじゃなしに、もっともつこの運動を広げていきたい。そのためには市民の皆様が自分の健康管理について意識してもらうことが大事なので、こういう啓発も含めてこれからも考えていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。非常に大事なことだと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 全く市長のおっしゃること、私も同じ考えでございます。しかし、1回、2回では結果が困難と思われませんが、継続こそが大きな成果につな

がり、新規に立ち上げられた生活習慣病予防事業は1人でも重症化を食いとめる事業です。市民にしっかりPRすることが重要だと思います。参加しない人で悪化すると思われる人に対して、プログラムは基本的には対応は電話で状況の聞き取り、面接は中央保健センターでと決まっていますが、自宅訪問や面接場所を参加者近くの支所や地域集会所など別メニューするなど必要があると考えます。

また、不参加の対象者には1回目は白い封書、2回目は黄色い封書、3回目は赤い封書と対象者に状況を知らせるレター作戦なども行うなど、鋭い目で見えて重症化にさせない意気込みで1人でも多くの対象者に参加していただき重症化を食いとめるきっかけにしていきたいと思えます。50人の参加者費用と1人の腎臓透析費用が同じぐらい必要です。JA吉田病院だけでも35名が腎臓透析を受けられておられるそうです。医師、医学の進歩を信じて、時間も拘束されるなどつらい思いをされています。参加のできない人は今後どのようなようになるか、もう一度、市長の考えをお聞かせください。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言、ありがとうございます。先ほどレッドカード、イエローカードと言われましたけど、これ参考にしたいと思えます。今職員は電話だけじゃなしに、家に訪問しています、今は、怒られるのを覚悟で行ってますけど、非常に努力してると思えますけど、成果が出るんじゃないかと思っております。おっしゃるとおり、前受けてない人はいかにテーブルにのせていくかということが大事なことだと思います。

今血圧とか基礎的なもの、例えば、どういように今後つながるかという啓発はこれもうかけていきたいと。糖尿病とか今の腎臓悪化につながっていくと今度は透析とかになってくるので、お医者さんも糖尿病や腎臓病になってからはなかなか回復できないので、なる前の治療をしてくださいということです。透析を受ける前に我々も対処していきたいと思っております。市民の方々にそういう人をいかに見つけていくかということが医療費の削減につながると思えます。もう糖尿とかになられたら、今度は行政の世界じゃなしにお医者さんの世界になるので、そういうことになると思えますけど、市としてもできるだけ多くの方々にこういうことに来てもらって、腎臓透析とか何とかにならないように、高額医療にならないように注意していきたいと。このことが本人にとっても非常に幸せな生活が送れるということでございますので、徹底して広報活動を進めていきたいと思っておりますので、御理解してください。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 全く市長さんはすばらしい答弁をしていただくので、私も安堵しております。他市にも模範になるような、この重症化予防を生活習慣重症化予防事業を進めていただきたいと思えます。

では、次に入ります。生活習慣病重症化予防指導と国民健康保険事業の特定保健指導が重複している人は両方から指導を受けると考えられますが、どのように対応されているか、お聞かせください。

○塚本議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

新規の生活習慣病重症化予防事業と特定保健指導事業が重複する人への対応についてのお尋ねでございます。

生活習慣病重症化予防事業の対象者は、先ほども申し上げましたが、糖尿病や慢性腎臓病などの生活習慣病を発症し、現在治療中の方とか、健診の結果により治療が必要な方を対象として、疾病の重症化と合併症予防を目的に行っているところでございます。

また、特定保健指導は、特定健診の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に保健指導を行っております。したがって、基本的に生活習慣病重症化予防事業と特定保健指導の対象者が重複することはございませんが、特定保健指導の対象者の中には、今後、リスクが高まると推察される方もございますので、こうした方につきましては生活習慣病重症化予防事業に移行していただき、個別支援プログラムに基づき保健指導を行うこととしております。こういうことによりまして、御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員

ただいまの御答弁をいただいたのですが、参加者はデータとともに指導されるので、将来わかり合った事業同士が情報や指導が一元化になればと思われそうですが、指導の手段や方法が異なるので組織をかえることができないのか、大きなテーマであります。今後は市長、どのように考えておられますか。お聞きいたします。

○塚本議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

御指摘のように、生活習慣病重症化予防事業と特定保健指導事業が重複するという事は非常に市民にとっても不安な状況がありますので、ちょっと実態を調査させていただきたいと思っております。現在はこれがわかれば、この意向についての指導をしてるわけですけど、いろんな仕組みについてこういうことが起こるようであれば、仕組みについても少し手を入れていきたいと思っております。市民にわかりやすい保健指導ができるような体制をつくっていききたいと思っておりますので、少し時間をいただきたいと思います。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員

大きなテーマを投げかけたことは、市長にしっかりと考えていただきたいと思っております。

次に、市民は事業を重ねるごとに充実した計画を望まれますが、最初

に述べたように、市民総ヘルパー構想の健康倍増計画事業は多彩な事業を実施されていますが、平成25年度から新規事業を立ち上げられ、市民の健康のために支援体制を整備され、企画・立案・実施・点検・検証・改善を回転され、管理・運営を続けておられますが、職員のかかわりは、市長はどのように考えられておるかお尋ねいたします。

○塚本議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

生活習慣病重症化予防事業、並びにウォーキング等の健康づくり運動の事業に対しての職員のかかわりについてのお尋ねでございます。

これらの事業を推進するためには、担当課の職員はもちろんのことですが、ほかの部署の職員に対しても生活習慣病重症化予防事業を実施する趣旨や医療費の適正化を図るために、いかに健康が大切であるかを理解していただき、職員自身の健康意識の向上とともに、市民への事業参加への啓発や広報活動への協力等をお願いをしているところでございます。

とりわけ、市民健康倍増計画では、本年度の行政施策の主要事業に位置づけておりますので、定例の幹部会議におきましては、事業の進捗状況について与えられた事業の進捗をみんなで把握しているところでございます。

御指摘のように、職員ということになしに、全職員がお互いに理解をしながら、税務課におっても建設課におっても事業の趣旨をしっかりとわかって市民に啓発することが大事だと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

また、一番思ったことは、職員はもちろんでございますけど、市民の皆さんの協力を得られるように、またもう一つ言えば、湧永さんの協力のように民間の協力も得られるように、安芸高田市民総ぐるみでこの問題に対処する仕組みができればいいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員

新しい事業に対して、プロフェッショナルになるまで時間をかけていただきたいと思います。そして市民の皆様をしっかりとサポートしていただける職員を目指して取り組んでいただきたいのですが、市長はどのように考えられますか。もう一度お願いいたします。

○塚本議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

この事業につきましては、保健婦さんあたり自分らで責任を持ってこの事業に取り組んでおられます。またウォーキングについては専門家にアドバイスを受けながら効果をウォーキングする前に説明するようにしています。これはもうずっと前からやっておりますけど、こういうことをしながらこのウォーキングの大切さを啓発していきたいと思っております。

職員を啓発していくというのはこれからも大切なことだと思いますけれども、みんなが意識を持つような仕組みづくりをしていきたいと思っています。実際、歩くことについては専門家の方々に入ってもらってウォーキングの確保をやってきたことは確かでございます。その効果も出ていると思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 効果が出ているということでございます。

次は、途中経過を尋ねましたが、新しい事業を始めることは不安と期待と責任が伴いますが、市民総ヘルパー構想は幅広く、底深し、市民とともに作り上げていく事業と私は思います。市民のために健康維持のために、今後の事業展開と目標について市長にお尋ねいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この市民総ヘルパー構想というのは、他の町に先駆けて安芸高田市が実施しているわけでございますけど、方向性に間違いないと今思っております。と申しますのは、現在、医療費とか年金とか介護とかそういうお金が年間おおむね2兆円ぐらいの割でふえてるんですよ。2兆円ぐらい。年間に。何もしなくてもですよ。来年も2兆円と。消費税の話も問題になってますけど、全部解決するには5%ぐらいにあがっても全部そっちで使ってもいいぐらいな試算が出ています。国・県はどうあろうとも、我が安芸高田市の大事な年寄りとか高齢化を守っていくためにはやっぱり市民総ヘルパーを通じての自助の精神が非常に大事だと思います。市民のある程度の協力、負担にならない協力がこれから医療費や介護費の抑制につながっていくと思っていますので、これからもどんどん市民の方々に市民総ヘルパー構想を理解していただき、参画をしてもらって、すばらしい安芸高田市の保健医療体制をつくってまいりたいとかように思っております。ヘルパー構想ってヘルパーさんになるための講習かというんじゃないしに、いろんな要素がありまして、このことを受けることによって、介護を受けるほうも勉強することによって非常に遊びやすいような仕組みになると思います。そういうことをお互いに、AEDの開発にしてもどこで事故があっても皆さんがその知識があれば、うちの消防署が行くまでにある程度のことを市民にやってもらうということは、これからの安芸高田市にとって大事なことだと思います。このことを放置したら何のために合併してるかわからんようになると思います。どこにもお医者さんを置けとか、どこにも何置けとかというようなことになりますので、そんなばかなことじゃないしに、ちゃんとそういう市民の意識をレベルアップしながら、こういう安芸高田市の医療体制に対処していきたいと思っています。

それからもう一つは、介護施設あたりが労働者不足になるんですよ。例えば、美土里町あたりで楽々苑をやってますけど、働く人がいないん

です、今度。広島で働くのはいいがこんな田舎には来ないと言うんですね。そうすると、市民の方々がある程度そういう知識があれば、出れる日をうまくまとめてそういう支援体制をつくるとか、工夫もできるわけですよ。そのためにも市民の方々にある程度、医療とか福祉とか介護に対する知識を持ってもらわないと次の展開ができませんということなので、こんな大きな目的を持っておるということなので理解をしてもらいたいと思います。このことが今後の安芸高田市の健全財政のために絶対な必要不可欠な課題だと私は思っています。いろいろ節約もありますけど、この医療とか介護に対する安芸高田市民の協力は今後の財政を助けてくれると言っても過言ではないと思っていますので、しっかりと市民総ヘルパー構想にしていきたいと思っていますので、どうか御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 自助・共助・公助、それぞれの立場から市民の健康維持のために不都合な点があれば改善しながら新規事業を継続し、経過観察が必要と思われませんが、先ほど述べられたように、経過観察をしていただけるのか、そこも聞いておきたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 成果をちゃんと求めるということは定量的には非常に難しい話だと思います。定性的にはこの効果が医療の抑制になるよとか簡単に言えますけど、それじゃ何ぼ抑制になるかということは非常に図りにくいんですけど、成果が出るように努力していきたいと。例えば、国民健康保険の医療費が抑制できたじゃないかとか、あがる医療費がとまったじゃないかと、そういうような努力目標で考えていきたいと。そのために市長、何ぼ医療費が必要じゃないかという困るんですけど、こういうことは全部難しい話なんですけど、定性的にはちゃんと理論的に成り立つ話なので、御理解をしてもらいたいと思います。

ただ、一番できることは、先ほど申しましたように、そういう事業に対しての参加者が一つの目安になると思います。いろんな市民の方々が理解して、こういうようなウオーキングとか、うちの事業の中に自分のこととして健康づくりでいかに参加してもらおうかということが我々の大きな課題だと思っていますので御理解をしてください。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 全くそのとおりで、参加する市民がおればこそ、この事業は充実していくのではないかと考えています。ぜひとも市民の皆様も参加できるようにしっかりとPRをしていただきたいと思います。

次に、提案したいのですが、近々全市でお太助フォンが使用開始されることとなります。市民の皆様が家庭で、自分のペースで市民総ヘルパ

一構想に参加していただく事業を盛り込めばと考えます。例えば、お太助フォンで生活習慣病重症化予防の対象者に参加を呼びかけたり、カメラを通して状況の説明をしたり、月1回のたばこの禁煙デーを呼びかけたり、ラジオ体操を取り入れるとか、お太助フォンから市民総ヘルパー構想計画事業が生まれてほしいものですが、市長のお考えをお聞かせください。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 お太助フォンを活用しての健康づくりの推進についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、光ネットワークによるお太助フォンが本年10月には市内全域に整備されることとなっております。光ネットワークの整備により、今後、ICT(情報通信技術)を活用した健康づくりをはじめ、医療、介護、福祉分野においてもさまざまな事業展開が考えられるところでございます。ICTを活用した取り組みの中には、日常的な血圧や歩数など健康を管理するためのデータを蓄積し、「みえる化」を図ることで、健康や運動に対する意識づけ、行動変容の促進を図っている事例もございます。また、テレビ電話を介して医師や医療従事者と相談できるなど、コミュニケーションの基盤としての役割により、地域全体に健康づくりの気運を高めている事例もございます。

とりわけ、本市のお太助フォンにはテレビ電話機能がついておりますので、当面は、このテレビ電話機能を有効活用し、現在、実施しております生活習慣病重症化予防事業や各種の検診結果に基づく保健指導などに活用してまいりたいと考えております。なお、本格的なICTの利活用による健康づくりの推進につきましては、先進事例も含め、どのような面で効率的かつ効果的な活用が図れるのか、現在、情報政策課とも連携し検討を進めておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 新しい試みを期待しております。これからも市民に期待される事業は情報提供し、積極的に取り組んでいただきたい。今回の市民総ヘルパー構想の新規事業の一部のみ質問をさせていただきましたが、市民健康倍増計画事業が円滑に推進し、市民の皆様の健康で長生きできることを願って、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○塚本議長 以上で下岡多美枝さんの質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 先川和幸君。

○先川議員 10番、無所属、先川和幸です。先に提出した通告書のとおり、市長にお伺いいたします。

午前中の水戸議員の御質問の冒頭にもありましたが、7年後、2020年に東京オリンピックが開催されることが決定し、長らく停滞していた暗

いムードから一転明るく希望の光が差し込んできたような気がいたします。これからの日本、世界に信頼され、大きく飛躍することを期待する一人でございますが、これにつきまして市長の御所見をお伺いいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 通告にないんですけど、これ皆さん御承知なので、私も20年のオリンピック、非常にいいことだと思っております。

思い起こせば、東京オリンピック、高度成長期のときに日本が非常に成長したような記憶があるんですけど、これを契機に、アベノミクスが構想で終わらんように、本物の景気となってほしいと思っております。我々も景気回復がないと、この安芸高田市、やっぱり農業とか産業を支えていけませんので、しっかりと応援していきたいと思っております。このことが東京で終わらんように、この安芸高田市にも景気のおこぼれが頂戴できるようなシステム構造にしていきたいと。みんなと一緒に考えていきたいと思っております。TPPの課題等、非常に深刻な課題がございますけど、みんなと一緒にこういうことで吹っ飛ばしてしっかりと考えたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。また、構想が固まりましたら、皆様の前で一度述べてみたいと思っておりますけど、非常にいいことだと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 通告にありませんで大変失礼いたしました。もし差し支えがなかったら、教育長にも一言御所見をお願いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 私の場合は全くの私見になろうかと思いますが。

昨日、議員の皆さん方にも御審議いただきましたように、この秋、オリンピックで金メダルに輝きましたレスリングの吉田沙保里さんをお迎えし、中学生を中心に目標を持ち続けることの大切さというのをしっかり学ばせたいと考えております。また、先に新聞でも報道されましたが、現在、市内でオリンピック出場を目指してスポーツに励んでいる生徒も現実におります。

今回の東京オリンピックの開催は、今中学生、高校生あたりが一番適齢の時期になるのではないかと思います。午前中の同様の議員の発言にもありましたが、安芸高田市現在、全国大会へかなりの子どもたちが参加をしてくれております。この東京オリンピックの開催決定は、そういった現在、さまざまな夢を持って自分の生活を送っておる子どもたちにより励みになる決定だろうと思っておりますので、引き続いて市内義務教育で学んでおる子どもたちにとっても、この決定が一つの大きな励みになるよう、できる限りの支援ができればと考えております。

- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
先川議員、通告書の質問をお願いいたします。
先川和幸君。
- 先川議員 もしも、これにあやからなくてはならないわけですから、市長、教育長の御所見をお伺いしたところであります。まことにありがとうございました。
では、通告にあります題目でいきます。このたび、テレビ等の報道によりますと、気象庁はこれまでの警報より一ランク上の「特別警報」を設け、直ちに命を守る行動をとってくださいという報道がされております。
これにつき本市の対応についてお伺いしますが、まずどのようなルートで情報が入り、それを受け市民にどのような方法で周知するのか、お伺いいたします。
- 塚本議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの質問にお答えをいたします。気象庁より「特別警報」が発令された際の住民への周知についての御質問であります。
気象庁が本年8月30日から運用を開始いたしました「特別警報」は、これまで発表されていた警報の発表基準をはるかに超えて、経験したことのないような異常な現象が起きそうな状況において発表され、直ちにみずから命を守る行動を取ることを呼びかけるものであります。
「特別警報」が発表される時点では、既に多くの災害が発生しつつある状況下で、避難勧告等の周知を行っていると思定できますが、遅滞なく「お太助フォン」を活用いたし情報伝達を行いたいと考えております。
また、「特別警報」の発表があった場合は、テレビ及びラジオ等においても大きく速報されます。みずからの積極的な情報収集によりみずから命を守る行動を取る必要のある重要な警報であることを啓発してまいりたいと思っております。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
先川和幸君。
- 先川議員 本年10月1日より本格始動しますところのお太助フォンでの周知ということでございます。このお太助フォン自体はすばらしく画期的で夢の持てるツールだと思っておりますが、特別警報という観点を考えますと、停電等の通信不能対策についても改善しなければならないことも多々あるかと思えます。慎重に対応していただくことを希望し、次に移ります。
次に、避難行動計画についてお伺いいたします。直ちに命を守る行動をと言われてもどこに逃げていいのか。自助という観点からは日ごろの個人個人のシミュレーションはもちろんです。市としては避難場所の指定が必要であり、特別警報が出た際、現在の避難場所がいいのか、それとも新たに具体的な避難場所の案があるのか、お伺いいたします。
- 塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 避難行動計画についての御質問でございます。

安芸高田市のハザードマップで示しておりますとおり、山沿いの住宅地は、「がけ崩れ」、「土石流」及び「地すべり」、また平地部の住宅地においても「浸水」による被害想定区域が大部分を占めております。近年は、スポット的にゲリラ豪雨等の発生が多発することや本市の地形を考慮すると、住民みずからが地域の状況や過去の災害状況を把握し、一時的に避難する一時避難場所を決めておくなどの行動計画を想定しておくことが被害を少なくするとされております。

特別警報が発表される場合には、既に多くの地域で避難勧告を行っていることが考えられますので、みずから行政等の情報を収集し、早期避難を行う必要性や自助及び共助の重要性を訴えてまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと思います。

この特別警報というのは、このたびの東北震災とか神戸震災のことを反省しての政府の決定だと思っておりますけど、困るのは、神戸ではその時は全然行政からの連携が取れなくなりました。道路が不通になっておるんで、これを他人事と考えることですね。そういうことを想定した避難計画を行政と一緒に、地域の皆さんと一緒に、想定した避難計画を、避難訓練をすることが先決だと思っておりますので、こういうことを御提言いただきましたので、しっかりとやっていきたいと思っております。シミュレーションになりますけど、たら話じゃなしに、もしかあつたらこうしようじゃないかと、逃げることをしっかりと皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 市長がおっしゃるように、現場は相当混乱していると思っております、この発令が出た時は。うまく機能するかどうかということもわかりませんので、曖昧ではなくストレートな指示が必要かと思われれます。いずれにしても、市民に十分な周知を図ることを要望し、次に移ります。

次に、避難施設のキャパシティについてお伺いいたします。よく他の市町で避難命令が下されたとの報道を耳にしますが、本市の場合、指定した場所が対象の住民を受けられるスペースがあるのかどうか。また、毛布、食糧の備蓄はどこにどのぐらいの量が確保されているのか、お伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 避難施設のキャパシティについての御質問でございます。

現在、避難場所として56施設（2万6,432人収容）を指定しております。避難場所の位置づけは、被災者が短期または中期的に避難生活を過ごす場所であり、全ての避難場所が、浸水及び土砂災害に対して安全が確保

できる場所ではございません。このため避難勧告を行う場合の避難場所の周知につきましては、被災状況を確認し、安全確保を図りながら開設することとしております。なお、避難勧告及び特別警報の発表時には、みずからが緊急に危険を回避する一時避難場所を定める必要があることについて市民に対して啓発してまいりたいと考えております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 これは市長さんでなくても結構なんですけど、いわゆる56施設の2万6,432人の収容ができるということですが、いわゆるそれに対する毛布とか食糧の備蓄はどこにどのぐらいの量が確保されているのか、お尋ねします。

○塚本議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 備蓄の状況についての御質問でございます。避難所の備蓄の考え方につきましては、当面3日程度、食料なり毛布なりを供給できる体制を考えております。そうすることによって県内外からの応援物資が来るということになるかと思えます。

保管場所につきましては、本庁及び各支所に乾パンが7,936食、飲料水500ミリリットル缶が720本、毛布につきましては、同じく本庁及び各支所に1,910枚用意しておる状況となっております。これはいつでも防災計画の資料編として記載しておりますので、関係部署を把握できる内容となっております。以上でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 毛布、食料、水というものは確保してあるということですが、こういう状況のときに一体だれが、どのようにしてその避難場所56施設に運ぶのか、いま一度お尋ねいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 災害が起きた場合は、災害対策本部を市のほうで設置いたします。その計画の中で、いわゆる避難所の設置班というものを想定しております。具体的には避難場所の設置をする班に所属する職員が該当の避難場所に出向き、避難所を開設するところという手順になるかと思っております。以上でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 マニュアルによりますとそういうことが書いてあるわけですが、実際、支所の方がやられると思うんですけど、そのときは被害状況の対応とかいうことで、実際本当に機能するんじゃないかどうかという気がいたしております。したがって、そういうことですから、そういうように図られるのはいいわけですが、今の支所機能の中で本当にそういうこと

が可能なかどうか、私は非常に疑問だと思っております。いずれにしましても、そういう組織づくりがうまく機能するように要望しておきます。

次に、自主防災組織との連携についてでございます。特別警報が出されたとき、市と自主防災組織との連携はどうなるのかをお尋ねいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 自主防災組織との連携についての御質問であります。

特別警報が発表される時点では、既に多くの地域で避難勧告を行っていると思定できます。このような場合には、自主防災組織と連携し、人員の安否確認及び避難時の要援護者の状況などについて、情報提供いただければと考えております。この情報により、公助による被災者の救出を行い被害者が減少すると考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、神戸震災とか東北震災、行政機能が麻痺した状況でございますので、自助による地域の体制づくりが大きな助けになると思っております。平素からそのことを想定しての訓練が必要じゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。いろんな防災会議に行きましても、自分の命はみずから守るのが基本になってまいりますので、このことを市民の方に理解してもらって、自主防災組織をしっかりと組織してもらおうということが大切だと思っておりますので、御理解してください。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 自助ということで自主防災組織ということでございますが、現在の組織率はいかほどか、お伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 事前に通告いただいたら、はっきりとした数字を申し上げられるんですが、資料を用意しておりませんが、約74%、80%に近い数字だったと思っております。ただ、安芸高田市の場合は、自主防災組織につきましては、いわゆる連絡網の整備とか要援護者の支援体制ができたものとして自主防災組織をお願いしておるわけでございます。広島市などは100%の組織率と書いてありますが、これは自治会があるので組織率が100%と言っておりますので、そこは大きな差があるということで御理解をいただきたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 市長にお伺いしますが、なぜその組織率があがらないのか。また既に組織されているものでも、本当にそれが機能しているのかどうか、市長の御所見をお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど総務部長が申しましたように、自主防災に対する役割というのが広島市あたりよりちょっと厳しい状況であることも事実でございます。

市といたしましても、このことをしっかり市民の方々に啓発することもなかなかまだできてないかと思っておりますので、実際、他人事のようなことになる困るので、地域を守るんだということをしっかり行政のほうもこれから啓発をかけていきたいと思っております。行政が何もせんというんじやなしに、それがあっての大きな特別警報とかそういう対応ができるんだということをしっかり理解してもらいたいと思っております。啓発不足が大きな原因になっています。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 啓発不足がどうかということ言ってるわけではありません。私は組織の見直しも必要なんではないかと思っております。結成すれば助成金の何ぼかしかがもらえるので、たちまちつくっておこうというところもあるように聞いております。しかし、自分たちの地域は自分たちで守るという地域の実動部隊、例えば、地域消防団の一部の人を中心とした組織づくりも必要かと思われませんが、市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘のとおりでございます。地域に住んでおられる方、消防団を問わず、いろんな勤めている方々、全ての方々に参加をしてもらってこの組織を立ち上げていきたいと思っております。

我々もっと強くこれを訴えていかないといけんかもわかりませんが、こういう組織づくりは非常に大事なことでございますので、しっかりと頑張っていきたいと思っております。90%、80%、高いか低いかというのは、100%であってもいいわけです。もうこれ5年とか経過しているわけですから、私が市長になってからずっとやってるわけですから、ちょっと啓発が甘いのかもわかりませんが、市民の方を脅してでもこのことをつくってもらわないけんと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 次に移りますが、平時の防災訓練についてでございます。現在、災害の予防活動としてどのようなことをやっておられるのか、お伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平時の防災訓練についての御質問であります。

東日本大震災で経験いたしましたように、災害対応に想定外ということではできません。平時において、公的機関も被災し機能しない最悪の事

態も想定し、自助、共助及び公助の役割分担による防災訓練を行うことをこれからも進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 訓練内容もマンネリ化とか、若者の参加が少ないとか、大変苦慮されていることと思ひますが、最近、図上演習という言葉をよく聞きますが、本市の取り組みはいかがかお伺ひいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今、防災訓練は小原地区あたりは非常に前進的な訓練をしておられます。地域の方が集まって炊き出しをやったりAEDの講習をやったりということで、地域差が非常にございます。こういうところを模範としながら他の地域にも要望をかけていきたいと。議員の皆さん方もその地域のそういうところを見習ってやってもらうように、地域に帰ったらまた啓発してもらいたいと思ひます。うちも頑張ります。小原の住吉会長のところが非常に模範的なことをやっておられると私は思ひます。全市がこういうことであってほしいと思ひます。

それから図上演習というのをちょっとこれまで考えたことないんですけど、ちょっと勉強しまして効果があればしっかりやっていきたいと思ひます。やはり防災マップを広げて、そういうことを啓発しながら実際に練習していけば非常に効果があると思ひますので、よその例を参考にしながら本市にも取り入れていきたいと。今、取り入れてないんですよ。取り入れたいと思ひますので、御理解してください。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 訓練の一環として非常食も大切かと思ひます。先ほど3日間程度の7,936食ということがありましたが、この非常食のいわゆる賞味期限と申しますか、期限はどのぐらいで、またそれが過ぎたものはどのように処分されているのか、お伺ひいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 議論の邪魔をするようで申しわけございません。数値につきましては、事前に通告していただければ正確な数値をお答えできるわけですが、水につきましては大体3年から5年、乾パンにつきましても同じ年数だろうと思っております。

賞味期限が切れたものにつきましては、各地域が防災訓練をされる際に試食をしていただいたりして活用いただいておりますという状況でございます。

また、先ほどの市長の答弁にもありましたように、市としたら現在、防災士という資格を持つ者を各自主防災組織に養成していただくように

お願いをして助成もいたしております。いわゆる図上で訓練をする専門の知識を身につけていただくということでございます。市長の答弁もありましたように、想定外は許されないということです。大地震のように、公的機関が麻痺して全て連絡がつかないということも想定したものを考えなければならぬということで、やはり自助と共助、これをまず考えていくというのをやはり勇気を出して言う時代ではないだろうかと思っております。全て行政が避難場所をここでございます、どちらに避難してくださいとこういったことを言えないこともあり得るんだということを入りながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 そういう見方もあるかもしれませんが、やはり行政として防災に対するやるべきこと、最小限のことがあろうかと思えます。そういうことで、平時の防災訓練で地元のそういう食味をして、非常食はこういうものだというのをやるということも大切かと思えます。

次に移ります。最後になりましたが、災害に強い公共施設についてお伺いをいたします。

市当局におかれましては、治山、治水、情報通信等、通常の災害に負けない施設の建設、また維持に腐心されていることはよく理解しているところでございます。テレビで時間雨量100ミリを超える、いわゆるバケツをひっくり返したような状況を見てみますと、素人の私でもこれはもたないなと思えます。一様には言えないかと思えますが、現在の土木施設は時間雨量どのぐらいで設計されているのか、お伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 現在の公共施設における雨量強度等の算定、試算ということでございますが、施設等に対する雨量強度等の計算ということは現時点ではやっております。ただ、周りにおける排水路等については一定の試算ということはあります。基本的にはこういった施設、生涯学習センター等においての排水については、基本的には10年強度等の使い方排水路の設定をしております。以上です。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 世界的な温暖化現象と言われておりますが、竜巻が起きたり、時間雨量100ミリを超えるような状況が起きております。もうほんと山口県、島根県、一歩間違えれば安芸高田市でも起きる可能性は十分にあるかと思えます。こういう中でそういうものが降ればしょうがないよというところもありますけれど、今後も国・県ではどのような動きをされているのか、そういうところがわかればお知らせいただきたいと思えます。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員の御質問はわかりますけど、行政といたしましては、勝手な強度でやれませんので、現行の建築基準法とか基準をもとに耐震設計等を行っておるのが現状であります。少なくとも現行の基準にはマッチするような努力はしてまいりたいと。学校の耐震化についてもそうです。そういうことで安芸高田市の公共施設の耐震性はおおむね82%は管理してまますけど、100%に近づけるような努力はしていきたいと。経費を伴うわけでございますので、これは計画してこれからやっていかないけんと思えます。想定外の強度に対しての設計をすればいいわけですけど、やっぱりまずは十分じゃないかもわかりませんが、現行の制度を守っていくということで御理解をしてもらいたいと思えます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 通告書に数値がなかったからとかいうことがありましたが、私はこの範囲の中で当然そういうのは入ってると思っておりましたので、その辺はお許し願いたいと思えます。

いろいろと雑駁な質問に御丁寧な答弁、ありがとうございます。当然のことながら、生命より大切なことはありません。地球温暖化により豪雨、竜巻等の異常な気象が起こっているのも現実であります。行政の行うべき防災対策をさらに密にされ、市民の生命・財産を災害から守っていただくことを熱望し、私の質問を終わらせていただきます。

○塚本議長 以上で先川和幸君の質問を終わります。

この際、2時40分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時25分 休憩

午後 2時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

5番 前重昌敬君。

○前重議員 5番、会派「絆」の前重昌敬でございます。

通告に基づきまして3項目について質問をいたします。最初、1項目の社会基盤整備による、公共事業の老朽化対策についてでございます。

我が国の社会インフラの整備は、高度経済成長期に、社会的ニーズに応えるため次々に建設され、建設後40年から50年という長い年月が経過しているものが多数出てきています。そのために近年、経年劣化に伴う損傷事例のニュースにたびたび接するようになりました。

加えて、社会インフラの整備及び維持管理にかかる建設関連の経費は年々減少の一途をたどっています。本市においても例外ではありません。

そこで、1点目として、本市内における道路橋を維持管理している国、県、市の点検、検査、修繕状況について伺います。また、経年劣化によ

る通行止め、通行規制が行われている道路橋があるか伺います。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。

本市内におけます道路橋梁数は、国管理が45橋、県管理が118橋、市管理が618橋でございます。

国・県の点検・検査状況につきましては、5年に1回全部の橋梁につきまして実施しております。市の点検・検査状況につきましては、5メートル以上の橋梁444橋は、国・県と同じように実施しております。5メートル以下の橋梁174橋につきましては、職員により道路パトロールと併用で点検を実施しております。

修繕状況につきましては、国・県・市、いずれにおいても、橋梁点検をもとに橋梁長寿命化修繕計画を策定いたし、橋梁の重要度及び健全度を考慮し、優先順位を決定し、修繕を行っているのが現状であります。

今年度の修繕予定数は、国管理7橋、県管理4橋、市管理2橋でございます。また、現在の通行止め、通行規制につきましては、国・県管理の橋梁にはございませんが、市管理の木橋1橋について、重量による通行規制を行っているところでございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 一応、数値のほうを教えてくださいまして確認をさせていただきました。一応、規制の中で1橋だけ木製ということがございましたが、今後この橋の修繕の方向性というものはどういう形で考えておられるか、ちょっと伺います。

○塚本議長 答弁を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長兼公営企業部長 市管理の木橋1橋についての御質問でございます。この橋は吉田町の相合にあります運動公園の近くにあるんですけど、内道橋という木橋でございまして、現在、床版の状況も悪いですし、高欄もぐらぐらぐらついているような状況でありまして、実はこれにつきましては今年度修繕を行う計画でございまして、今から発注をしていく予定でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今年度、修繕ということで確認をさせていただきました。

それでは、続いて次の2点目でございますが、先ほど若干市長のお言葉からもありました内容になるろうかと思いますが、こうした本市の道路橋の状況から、この道路橋老朽化対策の取り組みについて伺います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。本市の道路橋老朽化対策の取り組みについての御質問であります。

橋梁は日本の高度経済成長期の時代に建設されたものが多く、近い将来の集中的な老朽橋梁の増大に対応するため、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたし、損傷が少ないうちに予防的な補修を計画的に行うことにより、橋梁の長寿命化を図るとともに、橋梁の補修に係る費用の平準化を図ろうと考えております。

しかしながら、橋梁の補修には膨大な費用がかかりますので、財政状況が厳しい中、全体予算とのバランスを考慮しながら計画してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 老朽化修繕計画の下ということでございまして、御承知いただいております。国土交通省では自治体管理の橋梁でございますが、橋長15メートル以上における築後50年以上の割合は、2011年時点で10%存在し、10年後、2021年には28%、20年後、2031年には54%になると明記してありますが、本市の状況はいかかなものか、この件につきましては建設部長にお伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長兼公営企業部長 本市の橋梁につきましては、全体で先ほど市長のほうからございました618橋ございまして、そのうち橋長が15メートル以上の橋梁につきましては、176橋ございます。これにつきましては、平成22年度に橋梁の長寿命化修繕計画を立てまして、今後の修繕計画を立てたという状況でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今もありましたように、今の618橋ですね。そうした形につきまして国土交通省、これは大切な資産である道路ストックを長く大事に保全し、安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減等を図るため、今まで行ってきた損傷が深刻化して初めて大規模な修繕をする事後保全型から、定期的な点検により早期に損傷を発見し、事故や架け替え、大規模な修繕に至る前に対策を実施する予防保全を推薦しておりますよね。日常的な維持管理を加えて個々の橋梁に対して効率的、効果的な修繕を計画的に実施することにより、橋梁の長寿命化を図っているわけでございます。この橋梁長寿命化修繕計画、先ほど市長も申し上げられましたように、策定をしておると。その計画にのっとってということで今スタートしているということを確認させていただきましたが、この橋梁長寿命化修繕計画において、広島県ではこの策定状況が市町村で96.7%。ほとんど計画は策定されていると思いますが、先ほど部長のほうからありましたように、これがいつ策定をされたか、まず伺います。

○塚本議長 答弁を求めます。

建設部長 西原裕文君。

- 西原建設部長兼公営企業部長 本市の橋梁長寿命化修繕計画の策定でございます。先ほど申し上げたんですけど、平成22年度に橋長15メートル以上の176橋につきまして、長寿命化修繕計画を策定しております。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
前重昌敬君。
- 前重議員 聞き漏らしておりました。失礼しました。
この件につきましては、実質、公表はされておる状況でしょうか。
- 塚本議長 答弁を求めます。
建設部長 西原裕文君。
- 西原建設部長兼公営企業部長 公表につきましては、まだ公表はいたしておりません。この計画につきましては、先ほど議員さんからおっしゃっていただきました予防保全によって、橋が壊れたから修繕をするよりか経費も安くつく。また経費も平準化が図れると。単年度に集中するんでなしに年度ごとに平準化が図れるということで計画をしておるわけでございます。ただし、この修繕には予算的に膨大な費用がかかりまして、この修繕計画につきましては市の財政計画と実際のすり合わせというのができていない。ただ、優先順位を決めて、老朽度によって順位を決めておるという状況でありますので、そういった実態的になかなか計画どおりに進めることは難しいということもございますので、そういったことも御理解をいただきたいと思えます。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
前重昌敬君。
- 前重議員 公表はされていないということで、他市の関係におきましては、近辺で言えば、今の大竹市とか江田島市関係はこうして橋梁長寿命化修繕計画といったものを策定をしておられます。それに基づいてそういう修繕をやられておるわけですが、やはりこういうものが市民に示されてやっていくということは、これは大切なことだろうと思えます。こうしたものをやはり市民に公表してこれだけのものが必要なんですよということの中で、この計画ですね。この計画の期間というものがあるのかということになりますと、これ長いスパンになろうと思えます。こういう検討期間は何年ぐらい、今そういう計画を持ってやられているか、お聞きします。
- 塚本議長 答弁を求めます。
建設部長 西原裕文君。
- 西原建設部長兼公営企業部長 橋梁長寿命化修繕計画の計画期間でございます。これは非常に長いスパンだとおっしゃるとおりの計画でございます。60年間という期間を持って修繕していく計画を策定するというところでございます。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
前重昌敬君。
- 前重議員 大変長い期間の中での形になろうかと思えます。
この計画の中で、健全度ランク、健全度といったものが多分出てくる

と思うんですね。ただ、どこで修繕をしていくかという形になった中で、そのランクといったものがあると思うんですが、このランクの設定とかいうものは、今多分、国交省の関係ではそういうものが出てまわっていると思いますが、その辺の確認はされておりますでしょうか。

○塚本議長

答弁を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長兼公営企業部長

健全度ランク、おっしゃるとおりランクづけはございます。A、B、C、ちょっとはつきり記憶しておりません。申しわけないんですけども、A、B、Cとあったと思いますが、ランクづけはしておるという状況でございます。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員

大体今の国交省が出されておる中で確認をさせてもらったら、健全度1ランクから5ランクという形の中で、今部長のほうではA、B、Cという形の確認をさせていただきました。この実質、今言われた点検のサイクルですね。これは5年に1回ぐらいの形で随時やられていると。これ、何に対しても御承知のように、PDCAサイクル、いろいろな分野で使われる形になって、この道路橋につきましても検査、工事、記録、管理、点検、検診とそういった点検から検査という話にこの繰り返しをされると認識をするわけでございます。こうした計画策定におきましては、やはりいろいろ学識経験者の方から意見聴取とかもされる必要があるんじゃないかと考えますが、その辺はそういったものも踏まえて計画をされておるような状況か伺います。

○塚本議長

答弁を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長兼公営企業部長

この橋梁長寿命化修繕計画を策定するに当たりましては、専門の見地から大学の教授を専門的なアドバイザーということで策定に当たって入っていただいて、そういった意見を聞きながら策定をしておるという状況でございます。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員

意見聴取をされておられるということでございました。それと、点検、検査、いろいろな形で修繕の形に行くまでに今の本市が抱える職員の適正化計画なんかもそうですが、職員さんがこれからだんだん少なくなっていく。そうした中でいまそうした点検、検査等の実施は大変難しくなってくるんじゃないかと考えるわけですが、その辺の対策はいかに今後考えておられるか、この辺につきましても、市長にお伺いしたいと思います。

○塚本議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

今後、人口減による職員の減がいまよりさらに厳しくなってくるので、

こういう大事なことは委託によりやっぱりしていかないけんと思っております。

それからちょっと加えておきたいのは、計画をつくっても財政との折り合いが全然まだしてないということなので、いつまでやるかというのは、我々がやっぱり緊急度を見きわめてやっていかなしょうがないと思います。20年経ったから、耐用年数来たからやるというような時代じゃございません。先般の市長会議で大竹とか三次とか江田島が悩んどったんですよ。計画を公表したのはいいけども、市民がやると勘違いしていると。だから困るんです。どうしてもやるところだけは、やっぱり見据えてやっていかないけん。ただ、このことが人命に影響とかがあるんだったら早急にやらないけんけど、国が言ってることと予算的な裏づけ、補助金との関係が全然アンバランスでございます。これが大きな課題です。そういうことを踏まえて、やっぱり長寿命化修繕計画というのは立てていかないけんと思います。

それからもう一つは、修繕計画で今の仕組みでいけば非常にお金がかかり過ぎるんですよ。500万円の修繕をするのに500万円の委託料をかけてやるようなことになるので、ここらの見直しもせないけんという提案がされております。市長会議で出てます、これが。三次の市長なんかは点検せんほうがよかったと言ってるんですよ。不安を持つだけでございます。悪いところだけわかったけど、だれもどうもできない。だから、点検したからやるというような時代じゃないということで御理解してもらいたいと思います。むしろこれを契機に要らん橋がありゃせんかと。要らん橋があつたらもうやめていかないけん。全然人も通らんようなところに橋があつたら、前からあつたけど既得権を主張するんじゃないしに、やめていくという提案も出されてます。非常に厳しい状況でございますけど、住民の命を守るものとか、生活安全上どうしても必要なものはしっかりやっていきたいと思っております。高度成長のときに要望したら全部やったというようなことじゃないしに、今要らん橋はもうやめていくような現況にあるということは御理解をしてもらいたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 確かに必要な道路橋とそうでない道路橋、これは数知れなくあると考えます。そうした中で私が質問させていただいたというのが、これ岐阜県の取り組みでございますが、そういう専門家といいましょうか、ボランティア、そうした方々に御協力をいただくと。これ、市長のほうもお話が、多分部長からもあがってるんじゃないかと思っております。この岐阜県におきましては、効率的な道路維持管理等を実施するため、発注者、受注者の双方に高度な技術力を有する人材、いわゆる社会基盤メンテナンスエキスパートといった形で位置づけをされまして、MEと呼んでおられます。岐阜大学、産業界、岐阜県が連携して養成しておられるという形でございます。これをすぐに安芸高田市にどうのこうのじゃございま

せん。また、このMEに合わせて道路、施設の状況、これは道路橋とは若干違ってまいりますが、そうしたものをいち早く把握し、破損する前に適切な修繕が実施できるように、この辺ボランティア活動として道路施設の点検を行い、道路管理者に情報提供する一般の方を社会基盤メンテナンスサポーターとして委嘱をされていると。そういう方々が講習会を通じて育成をされておるといことでございます。そうしたところへ、今市長さん、先ほど同僚議員からございました国民健康保険関係の中で今の総ヘルパー構想、自助・共助・公助、この中をとればこうしたところにも位置づけはあがってくると思います。そうしたところの中でその福祉面だけじゃなしに、こういう建設面の中でも今後こういう取り組みは必要になってくるんじゃないかなと。少し目線の位置をかえていただいて、そういうところも考えるわけですが、これはまた今も市長が言われましたが、市長会とか言われたときに県の取り組みの中でやはりやっていただく中で今度安芸高田市等が、いろんな市町村で還元できれば、これはすごくいいアイデアじゃないかなと考えます。その辺、市長としてお伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 やっぱりボランティアで点検してる人はそんなにいないと思いますよね。何かの金をよこせとか、こういうことにつながると思います。

今、私が知事のほうに要望していることがあります。県の土木力を利用してこういうOBいっぱいおってんですよ。こういうところに活用できんかという提案をしています。県の人も県庁を卒業したからって民間が雇ってくれるわけじゃないです、全然。OBが行くところがなくて困ってる。家の中でごろごろするなら、自分らの知恵を生かして、こまい市町を応援したらどうかという提案をしています。県の上の方に考えたらどうかと。私のほうも何ぼそういう高所のことを言われても、うちの職員っていうのは、昨日税務課におつてから建設課に行ったり、きょうは企画課というように専門職じゃないんですよ。今うちの中で専門職を調べたら、私と大本君の2人しかおらん。土木を出てやってるような。ただ、長年やってるから土木のような顔をしてるんだけど、決してそうではない。彼らのたわみとか橋梁の強度を調べてって言ったら嫌がりますよ、こんなこと。だから専門家に頼んでいかないけんと。できれば、そういうものを人に頼んで、うちの職員を減らしていくのが一番いいんですね。こういう仕組みをこれから考えていきたいと思ってます。

いずれにしても大事なことなので、だれがやるかを見据えないけんと。市が直営でやるんか委託でやるんかというのは、またこれからの課題だと思います。議員おっしゃるように、そういう体系がとれば外の部隊にもやってもらうことも一考してみたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。今、湯崎さんには言ってるんですよ。あなたに言われたから言ってるんですけど、これとは別に個人的に感じたことが

あったので、市町の5万人以下の都市の技術力の低下を何とかフォローしてもらえんじやろうかと。10万人とか20万人の町はちゃんと土木屋を雇ってるんですよ。大学も工学部を出た者がしよるんです。うちなんか全然普通科出てからかわいそうなんです。そういうようなこと、そうかといって委託になじまんこともあるんですよ。例えば、戸籍の問題とかあるので、市として抱える問題もあります。うちは広島市とか福山市に背伸びをしてもしょうがないという考えでおります。できれば、うちはそういうことを行革で経費を、むしろ業績を下げたいという方向で考えないと、これからの安芸高田市の財政はやっていけないとかように思っていますので、御理解してください。既に県には言ってます。湯崎さんには。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 これはしっかりと申して申すということを実現につなげていただければと考えます。

3点目の質問に入りますが、そういう老朽化対策がこれからの次世代への負担をできる限り減らすこと。これコスト削減につながると考えるわけです。ですから、そうして市として今度、中長期的にそういった具体的な考えはあるかということで、これはもう質問にお答えをさせていただくのは結構です。大体読み取れますので、この辺は今の修繕計画に基づいてやっていただくものと考えます。やはりその辺、限られた人数の中でこうした生活のライフラインの道路橋、こうしたものが地震とか、先ほども議員からもありました、大雨が降った中で橋梁が崩壊してもう通れないということがあっては、逆に避難しようとしても避難する場所がない。そういうことがありますので、早い段階での計画を持って、引き続きそうしたところへ費用的なものをかけるところはかけていくという計画にのっとしてやっていただきたいと思います。

引き続き、次の質問に移らせていただきます。2項目といたしまして、本市道路の改良整備について質問いたします。地域振興、環境整備等、また日常生活の安全・安心の確保等において、道路の改良整備は基本的条件であります。今後、未改良の市道整備について考えを伺います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前重議員の御質問にお答えいたします。市道の改良整備についての御質問でございます。

議員の御指摘にありますように、道路は、自動車や自転車、歩行者が安心して通行でき、市民の日常生活や産業を支えているものであります。また、道路の地下には、電気・水道・下水道などの市民の生活に欠かせないさまざまなライフラインが収容されており、一方では、救急車・消防自動車の円滑な活動を可能にするとともに、地震などの災害時には、避難路や避難場所にもなると思います。このように、市民の日常生活や

社会経済の活動を支える最も基本的な社会資本であると考えております。整備の重要性は重々承知しておるところでございます。

市道の整備につきましては、合併以来、安芸高田市総合計画に基づき、計画的に粛々と整備を進めております。しかしながら、来年度から地方交付税の合併特例加算が減額されるという財政状況の厳しい中、未改良の新規路線の整備に取り組むことは、非常に難しいことでございます。費用対効果や緊急性の度合い等、今までに増して、より厳しい選択と集中の考え方で進めていく必要があると思います。

また、今後は、全線改良という手法ではなく、通行車両が離合できるような待避所の設置や部分拡幅といった維持的な整備手法での計画が求められると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 御承知おきいただいておりますと思うんですが、この質問は平成22年3月定例会で、前も同僚議員さんが同じような質問をされております。そのときに、市長さんの言葉の中で、「市民の方々の利便性を主体的に考え、当面困っているところから調査し、単市でも手にあうような道路改良は大事だと思っている。」との答弁後、「早速、調査をして方向を定めていきたい。」との答弁を言っておられます。また、最後の前議員からの質問に対しても市長の答弁は、「早急にできる施策の展開を図っていききたいと思います。」という答弁を出されております。この調査についての今の現在状況をお伺いをさせていただきます。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 具体的には後から建設部長が話しますけど、当面私が聞いているのは、県道で言えば、いわゆる県は整備計画の話をしてましたけど、原田吉田線を復活してもらいました。ただ、条件として1.5車線というような基本的な考え方を導入しています。当面、車が離合できるようにということで、その延長が2車線になるかもわかりませんが、現在の交通量からはそういうこと。

それから、向原の方々が交通安全、学校へ行く道がありますけど、ここらもやっぱり改良が必要なんですけど、当面は車が離合できるように退避所をつくっていくという整備をここで進めているところでございます。いろいろ市内に道路があると思いますけど、昔は否が応でも全町村、全然人が通らなくても2車線つくったわけですけど、交通量の多いところは離合に困らんように1.5車線とか、退避所の設置とか、こういうことで当面しのいでもらおうということで、皆さんとお約束したとおり、こういう方向で今進めているところでございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

続いて、建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長兼公営企業部長 補足というわけじゃないんですが、現在、市道の道路改良といいますと、国の補助金を利用して行う国庫補助事業と、地方特定道路整備事業と言いまして、起債を利用した事業、この2本立てで整備を進めておるという状況でございます。最近ここ5、6年の状況を見ますと、年間6路線から8路線程度の路線を整備しておるという状況でございます。冒頭申しましたように、年々、財政状況も厳しくなっておりますので、今後それをさらに広げてということはなかなか困難であるという状況である。と同時に、国庫補助金事業と言いまして、資本整備総合交付金という交付金で進めておるんですが、この考え方が、去年12月に中央自動車道で笹子トンネルの天井板の落下事故がございました。大きな被害者が出たんですけど、それから国の考え方も防災安全交付金と言いまして、一般の改良事業とは違った、いわゆる道路ストックの点検とか舗装補修、橋梁補修、トンネル補修、そういった方面に重点的に予算を配分していくという考え方にかわってきております。補助金の総額というのは減っても増えることはなかなかないわけでございますので、そういった考えですから一般の改良に対する補助金はどうしても減額されるということで、改良事業につきましては年々厳しくなっていくんじゃないかと。こういった傾向はまだ続くんじゃないかとこのように感じておるところでございます。ですから、先ほど市長が申しましたように、いわゆる1.5車線改良とか退避所、維持的な側面でそこらを補完してまいりたいというふうに考えております。それと同時に現在進めておる整備計画をまず完成させるという考えで進めてまいりたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 ここで今の市道の認定でございますが、道路台帳、これが年々主要施策の報告ということであがってきております。この25年3月時点で大体これが市道として認定をいただいております路線数、延長、これがどれぐらいあるか、わかればちょっと教えていただければと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長兼公営企業部長 市道認定の路線数、ちょっとはつきり正確な数字は記憶しておりませんが、1,170何路線だったと思います。それと道路延長、実延長でございます。これは805キロであったように記憶しております。以上です。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 確かに1,170路線。これが多分道路構造の中身によりまして、基幹集落からという形で1級。また普通の集落から集落ということで2級とかそういう区別がされている中で、1,170という形を確認しております。これを全て今言われたようにやるというのは大変難しい状況に、私も考えます。同意でございます。そして、この中で今後、この計画に入らない路線、こうした路線を地域の方々に協力をいただいて、できるところ、

地域にはそういう型枠さんもおられれば、いろんな専門職がおられると思うんです。そうした方々の協力をいただいて、労務のほうは私たちがやるよと。材料代のほうが一応市のほうが負担していただければいいんじゃないかという声も聞いております。

先日、市長さんが言われておりました農道リフレッシュ事業。これも今年度で終了と。今後、新しく考えますと言った中で、農道のほうはある程度生活道路の中では舗装がある程度完了したということもおっしゃっておられました。そういう中におきましては、こういう市道に認定された中でもあぜ道みたいなところも市道と。この16年の合併のときに継続して、それが各町の町道であったのが市道に位置づけになっておるところもございます。そうしたところを地域の方に点検をいただいて、できるところはその構造例にぴったりはいきませんが、ある程度、今市長が言われた対象も含めて、できるところはある程度地域での協力をいただくような、そういう助成の事業も必要ではないかと考えますが、市長のこのお考えを伺います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 リフレッシュ農道はある面ではそれができるようになってるんですよ。50万円ですけど、地域が協力してやれば、材料のセメントとかヒューム管を買うてくださいと。安芸高田市、これから皆さんの協力を得ようと思ったら、こういうことをしっかり奨励していかないけん。予算ありきじゃなしに、安芸高田市、協力するけど市民の方の協力、これがまた自助の協力だと思うんですよ。こういうところ煮詰まったところについては、やめたと、いま一応国にやめたと言いますけど、こういう目的では考察してもいいと思ってるんですよ。

これとか、先ほど申しましたけど、農業へ行く道がちょっと漏れとったとかいうようなこともございます。これはしっかりと議論せないけんのですけど、市民の協力が得られるものについてはしっかりと優先的に制度づくりも検討していきたいと思えます。これはちょっと前向きにしていきたいと。ただ、どれだけあるかなんですよ。ただ話をしよったら、全部おんぶにだっこで市の予算でやってくださいとかいうんじゃないので、ちゃんと我々が労務は提供すると。だけど、その材料代だけはお願いしますっていうんだったら、こういう要望に対して我々受けんわけにはいきませんので、大事な検討課題にさせていただきます。よろしくお願ひします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 この件につきましては、費用的にも市道の改良事業、これも決算を確認させていただきました。16年度、合併した当初、これが5億3,264万8,442円の形で成果として載ってるわけですよ。24年度がこれからになるんですが、8,982万1,000円。これだけの費用が下がってきている。こ

の中でじゃということになると、市民の方々にこうしたところもやはり話を出していかないといけないんじゃないかなと思います。この費用はどこに回ってるのか。この辺がどうなってるかと。土木費、この関連にしても19億円から13億円で減ってきております。こうしたところを市民に示して行って、こうしたところの中のお金っていうものは民生費とかそうしたところに流れて行ってますよ、総務費もふえております。占める割合も7.7%から5.5%といった割合になってきておりますので、こちらも含めて早い段階での事業の実施要項的なものを作成していただきまして、地域が持つ課題等をできれば地域の方が調査をされて、それののっつてこういう事業を出させてくるような形を一つ市のほう、執行部のほうで検討いただくように要望しておきます。

続きまして、最後の質問に移ります。3項目といたしまして、外部人材活用による人口増加対策について。

本市も合併し10年目を迎える今年度、人口の減少、集落の少子高齢化、地域の過疎化が進んでいるのは現実でございます。平素、21年度より総務省が創設し取り組みをしている地域おこし協力隊・集落支援員・外部専門家アドバイザー、これを本市としてもぜひ活用すべきと考えるが、見解を伺います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。外部人材活用による人口増加対策についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、全国的に少子高齢化等により人口の減少が進んでおり、安芸高田市におきましても過疎化の問題が深刻となっており、人口増加対策は喫緊の課題であると認識しております。

当市の人口増加に関する施策は、若者定住住宅の整備や空き家バンクによる都市部からの転入を促す等、さまざまな施策を展開しているところでございます。

本市におきましては平成23年度・24年度の2年間「まちづくり支援員」を各支所に配置いたし、地域振興組織の課題の把握や業務の支援をいたしたところでございます。その結果、各地域振興組織が自立や自主性について認識され、地域の特性を生かした活動をされているのが見受けられる状況でもございました。

今後は、若者定住住宅の整備や空き家バンクの施策を引き続き展開いたし、また未来創造事業により、安芸高田市の魅力を発信するとともに、「地域おこし協力隊」や「集落支援員」などの制度を検討しながら、地域振興会の皆様方の協力を得て、若者定住・都市部の住民の転入促進等に努力していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 検討いただくということです。これ御承知のように、広島県内では3市2町、この地域おこし協力隊につきましては市内に定住をされて実践をされております。三次市、庄原市、三原市、安芸太田町、神石高原町、こうした先進事例もございます。その中で、総務省が多分平成25年3月だったと思いますが、企画振興部長のほうにも目通しはされていると思いますが、地方自治体あたり200万円の上限でございます。これの募集等に要する経費、これが200万円上限であると。また、その協力隊員の活動に要する経費が隊員1人当たり400万円上限。うち報償費等については200万円上限、報償費等以外の活動に要する経費については200万円上限ということで、活動期間をおおむね1年以上3年以下であることということで、部長の確認はしていただいております。というのが、今市長が言われたように、未来創造事業につきましてもそういう神楽公演とか、これはずっと継続してやらないと意味がございません。その中では、今その企画振興の中での企画課の課長さん等、職員さんがそうしたものを準備をされてやられておるわけですが、今後は職員さんがそうしたところに携わる時間帯というものがなくなってくるかと考えます。そうした中ではこういう地域のまちおこし協力隊とか、こういったものをあてがえをさせていただきながら活用すべきじゃないかと考えるわけです。そういう中で、今回この協力隊、また今後集落が過疎化していく、そうした中でそういう地域振興会、32自治振興会がございますが、そうしたところに支援員を配置していただければ結構費用的なものは、これ総務省、以前3年でどうかなというお話も聞いておりましたが、結構これ長いスパンでお考えをしているような状況を伺えますので、この辺、振興部長としてどうなんでしょう。こういう計画の実施はやりました。その後の継続をするときの方向性としてこうしたところも必要になってくるんじゃないかと考えますが、部長の見解を伺います。

○塚本議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 議員御指摘のとおり、地域おこし協力隊、まずこの制度を少し説明させていただきます。地域おこし協力隊というのは、多くは3大都市圏をはじめとする都市部からこういった市町村に人を受け入れて地域との交流、地域の課題を掘り起こす中で新たな地域おこしをやっていこうという制度です。そのものは1年以上3年を限度として特別交付税として一定の措置をされるという制度です。そういった中、安芸高田市としてどのような活用ができるのか。またどのように活用して地域を掘り起こし、また定住人口等の増につなげていくか。ここにはまだまだ地域との課題、地域の中でそれじゃ人を配置したよ、じゃ来た人に何をしてくれるん。あなたが来たんだから、お金をもらってるんだから、地域をどうにか元気にしてくれとこんな感覚の使い方では決して今の中で安芸高田市の活性化にはまだつながっていかない。そういう判断のもと、今の中ではいろんな制度の活用等も検討する中で地域の活性化を含めてやっていき

い。そういう思いで一つあるということが現在の状況でございます。そういった中、ただそうは言っても、これからの定住、活性化に向けてどのような課題があるのか。または地域によっては集落維持がだんだん困難になってくる。そういった地域にあつてどういった施策が必要なのか。どのようになっていくのかということについては、こういう制度の活用も検討に入れながら、今後の活性化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 確かに部長が言われるとおり、私が言ってすぐというわけにはいかないと思います。それはそれなりの地域のカラーもございます。いろいろと今の庄原市も三次市もそうでございますが、やはり位置づけをするまでの時間的なものがかかっております。ですから、こうしたところも、今島根県なんかは凄く進んでおります。御承知のように、中山間地域の振興条例ですね。これ、県が今回初めて制定をしておりますが、もう広島県以外は平成10年か11年ぐらいだったと思いますが、記憶が確かではございません。この辺の位置づけをされて、地域振興に取り組んでおられます。その流れの中で、やはり今研修施設といったものが頓原に、赤来ですね。ここに中国5県の中山間地域の研究センターがございます。こうしたところも行かれて、やはりそこでは地域おこし協力隊などの研修もやられておるわけですね。そういう方々が5県から集まって研修をされておるわけですよ。そうしたところもやはり市の情報も取り入れていただいて、こういったものをぜひ活用するべきと考えます。費用もこれからだんだんこの5年間で特例措置もなくなってくるわけですから、そうしたところも含めて、最後に市長、この地域おこし協力隊、集落支援員、外部人材活動等を含めてお伺いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 いかなる状況にあろうとも国の施策というのは十分活用していきたいと思えます。ちゃんと制度をやろうというならやるけど、国が言えることは今も何回もやるから、乗っついたらはしご外れるんですよ。うちの中、支援員おったけど何のことはない、振興会が事務局員になってから計算書の計算だけしよるんですよ。だから、庄原でもええことないと聞いてますよ。やってるだけなので、しっかりとこっちは問題を見据えてやってもらおうとしっかり思って相手に頼まないけんと思ってます。十分に活用していきたいと思えます。私は余りこれ期待していません。だってうちの職員ですね、やってないことやってるじゃないですか。お太助ワゴンにしても広島県全然やってないですよ。多文化共生にしても、皆しようるんです。ここら褒めてやってくださいよ。うちが教授に行つてやりたいぐらいですよ。健康倍増もやってないでしょ、皆。こういう

ところをしっかりと職員が頑張っていて、よそがやっつてからって、それいいことならいいが、そこら慎重に受けていきたいと。総務省、すぐにはしご外しますよ、こんなもの。私はいけんと思う。とれる金はとりますけど、こんなものにかかることはないと思います、私は。以上です。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

以上で前重昌敬君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

3番 久保慶子さん。

○久保議員

3番、無所属、久保慶子でございます。大枠2点の質問をいたします。

まず1点目でございますが、交通アクセスの見直し、検討について。8月16日の中国新聞に「デマンド交通根づく、安芸高田市全市で運行、10月で3年」と記載されておりました。市民に喜ばれ、ほかにも誇れるものであると考えます。吉田町に向けて、5町から来られるシステムは確立されましたが、4点のことについて市長にお伺いをいたします。

まず1点目でございますが、空バスを走らせないためにデマンドシステムが考えられたことは承知しておりますが、安芸高田市中心部の吉田に来てからの移動手段についてはいかがでしょうか。歩いていくには遠い、目的地から目的地の移動。この際、利用者の利便性を図るための安芸高田市中心部にコントロール機能を持ったセンターの設置、運用というものは考えられないでしょうか。

○塚本議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの久保議員の御質問にお答えいたします。

お太助ワゴン、各地域と吉田とを結ぶ路線としていますが、吉田町内及び吉田町以外の他の町への移動については、吉田の中心部で目的地行きのワゴンに乗りかえるという手法で今運用しているところでございます。

お太助ワゴンを利用する際には、利用者が、事前に受付センターへ予約を行います。その時、吉田町内及び他の町への移動希望を伝えることにより、受付センターにおいて、乗り継ぎの手配を行っております。なお、吉田町の中心部における移動については、タクシー等の利用客が減少していることも踏まえ、ぜひタクシーを御利用いただきたいと考えております。

議員と同様の質問をたくさん受けます。来たんだけど動けんって。だけど、我々竹本部長が中心となって、広電とタクシー会社とものすごいやりとりするんですよ。向こうは生活を守る話なんです。今でも言われます。お太助ワゴンによってわたらのほうは減ったと。生活保障せえとかいうことになるんですよ。だから、その金を少し心配しておるわけで、何か仕組みがとればまたそういう方向にしていきたいという思いはあるんですけど、現段階では両者との話し合いが非常に混雑じゃないかと思っております。それで今部長に言うと、例えば、遊びに行くんじ

ゃなしに、プールへ行くとか、公民館で文化祭に行くとか、こういうものについてはどうかということちょっと今検討しておるんですけど、検討しても相手がうんと言ってくれません。広電も厳しいんですよ。広電が私のところに言うてきたのは、お太助ワゴンしたら吉田と54号線のバスを引き上げると言うてきたんですよ。相談しようじゃないかと言ったら、余り減ってない。済んでるんですけど、このぐらい厳しいんです。これが今ほかの部分的にやってるんですけど、安芸高田市だけしかやってないような、ここの戦いです。全部が。御理解してもらいたい。趣旨はよくわかりますので、今度どういう手法をとったらいいかというのを一緒に考えていきたいと思っておりますので、御理解してもらいたいと思っております。現在はタクシー業者とそれから今のお太助バスとかを運営しようと思ったら、備北とか広電との調整をうまくやっていかないので、そこの課題をやっぴりおっしゃるように、市民の方々は非常に要望してあります。向原から、吉田文化センターとか甲田でやっても行かれないかと言ってます。非常に趣旨はわかりますので、ちょっとここは慎重にかつ前向きにいきたいと思うんですけど、なかなか難しいことは御理解してもらいたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 そういう答えが返ってくることは、私たちのところにできえ、たくさん同じような質問が来ます。そういう答え方もするんですが、なおやっぱり困ってるんだというところで、今市長さんのお答えの中に知恵を出したらというところで非常に素晴らしいアイデアをもってらっしゃるということを思っておりますので、期待を申し上げて次に移らせていただきます。

自分で交通手段を持たない方が、例えばプールを利用して機能維持を図ろうとしても移動には大変難儀をしておられる実態があります。イズミを公共施設というかどうかよくわかりませんが、例えば、イズミを含めた公共施設からもう一つ公共施設への移動に施設運営の協力を得ることはできないものでしょうか。お尋ねをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員さん、こういう話を言っておられるので、私も非常に市民に深刻な話なんですけど、なかなか課題も多いところです。先ほどの質問でもお答えしましたが、例えば、お太助ワゴンで吉田まで来られた皆さんは吉田で乗りかえをすることにより温水プールへ移動することができないかということは、現在、実は可能なんです。最初から計画を持っておけば。施設運営の協力による送迎については、どの程度ニーズがあるかということを含め総合的に検討する必要がありますが、無料送迎ということでは、施設運営者にとっても人件費、車両運行費及びリスク等、大きな負担が課せられると想定され、実際には困難であると考えておりま

す。

議員もよく御承知のとおり、新公共交通システムの実施につきましては、バス及びタクシー事業者の各段の御理解と御協力があったのでございます。お太助ワゴン運行開始後のタクシーの利用が減少しているという観点から、ぜひタクシーの利用促進も考えなければいけない立場になるということも御理解をしてもらいたいと思います。

今事業団が迎えに行つてということも少しやってるんですよ。そういうことをもっともつとしたらどうかということでしょうから、湯治村が迎えに行ったりしますよね。こういうような公共施設の商売繁盛になる形で自主運営ということもございますけど、これも費用対効果の話になってくるので、そういうことも踏まえてまた協議をしていきたいと思えます。御理解してください。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 大変難しいことは理解できます。費用対効果ということがどの場合でも出てまいりますけども、例えばこれは、私が相談を受けた例で、障害を持ったお方で親の支援を受けながらプールに送って、例えばイズミで用事が済んだ後、親はほかのことを、例えば仕事へ行くとか、そこからの移動手段ができれば。ただ、お太助ワゴンと言われるんですが、なかなか事前に今のようなプールの計画なんかはあるかもわからないですけど、事前でなくってお太助を申し込んだらすぐに来てもらうということにならない。時間がかかるというところの難点があるのでこういう質問をしたんですが、ニーズの調査も含めて少し御検討をいただけるという希望を持たせていただいて、次に移ります。

マザータウンを誇る安芸高田市が応援するチームの一つであるサンフレッチェ広島のコピーライターで、バスに乗って応援に来る方もたくさんおられます。サッカー公園ができたときからの課題であったかとも思いますが、山手でおいて2.3キロ。市役所から4キロあります。バスが走っていないために歩いていくことになります。マザータウン安芸高田市として市民各種団体等の協力をいただいてでも温かいおもてなしはできないものでしょうか。御回答ください。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 バスで来訪された皆さんにとっては、バス停からサッカー公園までのバスによるアクセスがないために御不便をおかけしている実態は承知しております。「市民・各種団体等の協力をいただき温かいおもてなし」ができれば素晴らしいこととも考えます。どの程度のニーズがあるのかということにいささか疑問を感じているところでございます。

実際、市民等の協力による送迎を行うにしても、交通事故発生の場合の対応や、仮に料金徴収を前提とすれば、道路運送法上の課題等もあります。さらに民業圧迫を懸念する観点からは、タクシー事業の理解を得

ることも困難と考えます。なお、お太助ワゴンの運行を開始して以降、タクシーの利用が減っているという現状もございます。サッカーによる地域経済の活性化の観点からも、市外からのお客様にはぜひとも市内のタクシーを使っていたきたいと現在は考えております。

これ吉田町時代からの懸案事項なので、例えば、吉田町時代に社協のバスを入れたんですよね。ああいうものがうちで自由に使える仕組みができるとかにしないと、それ専属でやってもそれずっと仕事がないわけなんで、そういうふうに頻度が少ないところをどう対応していくかというのが課題なんです。だから、あれも必要なんです。いわゆる観光客が向原駅や甲田に来られても、しょっちゅう来てんならバス通すんだけど、たまにしか来られんということなので、この課題は中山間地域の大きな課題なので、趣旨はよくわかりますけど、民間活力とかによる手法があればしっかり検討していきたいと思っております。そうかといって全部行政がおんぶにだっここというんだったら、やっぱり行政も財政厳しい中で対応するわけですから、そこらのころ合いというのはしっかり考えていきたいので、御理解をしてもらいたいと思います。ましてこのことが関係ないというんじゃないかと、さっきから答えてますけど、そういうことで御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 歩いておられる方が乗り物を用意してくれたらいいのについて考えておられるかどうかは私もわかりませんが、非常に大変だなという思いもありまして質問させていただいております。ニーズがわからない、中山間地の課題であるということで、少しでもいい対応ができるようなことの知恵を出しあいができればよろしいかなと思います。

4番目でございますが、市内で開催されるイベントの多くが吉田であります。イベントによってはシャトルバスを出される場合もありますが、多くありません。市では高齢者に運転免許証の返納を進めておられます。その際、お太助ワゴンの利用券もお出しになりますが、行きたいときに動いてないとなると、返納を後悔する旨のお話もお聞きします。地域のお力もお借りしながら、住みやすいまちをつくっていききたいものだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御質問の趣旨は、お太助ワゴンを利用したいときに利用できない。つまり「土・日の運行について運行するよう改善できないか」ということでございます。

問題は先ほどの質問全部同じになるんです。例えば、一杯飲むまでお太助ワゴンを使っていいのかとか非常に怒られちゃうんです。だから、そこらの歯どめをどうかけて、その歯どめを広電、備北とかタクシー業者さんに理解してもらえるかということにかかっているんで、

この辺の調整をしなくちゃいけないんですけど、なかなかハードルは高いと思います。

土・日の運行については、これまでも大きな要望を聞かせていただいております。利用目的のほとんどが通院目的であるため、土・日の利用ニーズが実際どのくらいあるのか、極めて低いのではないかと考えています。

お太助ワゴンをつくったときに、今のタクシー業者とかバス会社とかをくどくのに、いわゆる買い物と病院に限定ということでお話ししてるわけです。今のところは。だけど、この土・日になってくるといろんな文化祭とかあるので、こういうことがあるので、こういうことを踏まえて理解してもらうことをせないけん。うちが保証金を積みばまた別なんだけど、そこらはちょっとまだ難しいと思うので、なかなか課題があると思ってください。

また、土・日に運行するとした場合、受付センターのオペレーターの勤務体系の見直しも要ります。何より運行を委託している運行業者のタクシー利用者の減少につながり、民業を圧迫することになります。

現時点では、現状の制度において有効活用していただけるよう取り組みを進めたいと思ってますけど、回答にならんかもわかりませんが、前と皆、課題が同じなので、うちの大きな課題としてこれからも知恵を出していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

これ非常に市民の方のニーズが高いです。向原の方でも甲田のミュージックとかアージュとかに行きたいと言ってるんですが、あんたら勝手にやっても行く手段がないとおっしゃるんです。高宮でやられてもそう。車がある人はいいんだけど。これ大きな課題です。そうかと言うて、安芸高田市が全部車を用意してあげるとかいうたら、また議員の皆さんからほかの面の質問が出てきます。私のところへ。ここらはちょっと御理解をしてもらいたいと思っております。費用対効果、最初に言ってますけど、そのことを踏まえながら、やっぱり相手にうちの事情も訴えながらバランスのいいところで折り合うしかないと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 地域の方からはコンサート等に行きたくても、タクシーを利用して行けば片道4,000、5,000円もかかるとなかなかタクシーを使ってということにもならない。文化の過疎にも加えてなりたくないという切実な声があることは、今さら私が申し上げることもなく、御承知いただいていると思っておりますが、申し添えまして、最後の質問に移らせていただきます。

サッカー公園に売店ということですが、サッカー公園には多くのサポーターが来られます。飲み物の自動販売機はあるものの、弁当などは販売していません。サッカーサポーターからは、「身近にプロの選手が見られていいが、弁当の1つも買えない。この夏は特に暑く、自動販売機の

飲み物も売り切れが多かった。」とお聞きしました。常設でなくとも、特に事業団が仕事として増やさなくても、公募すれば協力していただける方がおられるのではないか。こういうことを検討していただくということにはなりませんでしょうか。お伺いします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 サッカー公園に売店はという御質問でございます。

昨年12月の一般質問「一般見学者に食事の提供はできないか？」に答弁をさせていただきましたように、「平日の見学者の数字から見て、費用対効果を考慮したら、新たな施設整備は慎重にならざるを得ない。」という考え方は前回と同じでございます。同時に「効果が出るのなら、民間活力を含めた検討を前向きに考えたい。」とお答えしておりますように、地域や民間の力で、サッカーを通して安芸高田市を発信することについては、歓迎すべきことだと考えております。

今回、議員から新たな提案をいただきましたが、指定管理者や保健所など協議が必要な部分もございますけど、課題として検討をしてみたいと思います。

民間の方々がやってやろうと言われれば、うちも応援できることはして、そういうことが一番いい。今、安芸高田市に一番問題なのは、土師ダムにしても湯治村のどこにしても民間がようせんけ、行政でやってくれということなんですね。だからそのリスクは皆市民が負わないけんです。議員さん、今度は質問する。何であんなものをつくったんかと。赤字はどうしてくれるんかということになるわけですね。そういうことは慎重にやらんと、民間でできるような仕組みがあれば、もう安芸高田市しめたものだと思います。そのように挑戦してみたい。民間がやってくれるのであれば。というのは、そういうことをちゃんと応援していきたい。今までの行政は民間が出来んから行政でやってるんですね。それじゃ行政でやった場合は、皆さん方もリスクをちょっと認めてもらわないけんようになってきます。それは相反する話なんだから。この中山間地域、安芸高田市の大きな課題でございます。今出来てる施設、全部民間は成り立ちません。それを今からこういうことをどんどんやっていくということは、将来の財政圧迫につながるし、慎重にやらざるを得ないと。

議員提案の民間の方が参入されるとおっしゃれば、どういう形で入って来られるかということとはちょっと話をしてみたいと思います。貴重な御提言、ありがとうございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 民間活力の導入ということが望ましい方向もあるということで、私もそのあたり、心当たりを探しながら、できる協力というものをさせていただきたいということをお伝えして、質問を終わります。

○塚 本 議 長 以上で久保慶子さんの質問を終わります。
 以上で本日の日程は終了いたしました。
 次回は、明日午前10時に再開いたします。大変、御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員